

韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報2013

The Liaison Committee on Lost Korean Cultural Properties in Japan 한국/조선 문화재 반환문제 연락회의

編集・発行：韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議 2013年7月1日 No.2

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-2-7-601 ☎03-3237-0217 Fax03-3237-0287 頒価＝100円（送料80円）

E-mail : kcultural_property@yahoo.co.jp <http://www.asahi-net.or.jp/~vi6k-mrmt/culture/korea/index.html>

郵便振替：00140-9-607811「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」（年会費＝個人3000円・団体5000円・賛助会費＝10,000円）

【2012～2013年の動きと今後の課題】

混乱広げた対馬・仏像盗難問題。真の解決・返還につながる共同作業を……

地道な調査重ね、相手の理解を得られる提起・提案を

昨年の年報で「民間や国立博物館などの文化財返還も次の課題に」と本欄で述べました。

そして、2013年の今年そのとおりの動きにすでになっています。とりわけ、深刻に感じるのは、対馬から盗み出された仏像の問題です。もともとは朝鮮の寺にあったものだから、盗み出したものであっても、日本に戻す必要がない……という一部の韓国側の主張には同意できません。日本各地に散在する韓国・朝鮮文化財の早期返還を願うのであれば、一旦返却し、盗難事件の原状回復を果たした上で、日韓で共同調査を行い、その結果に基づいて、日韓双方の理解を得ながら、返還の道筋を探るべきです。

現在、対馬の仏像をめぐる起きていることは逆で、「民族的正義」や「愛国」を喧伝する双方の高揚が、文化財返還を遠のかせる方向に作用する、残念な事態になっています。大きくすれ違う状況になってしまいました。

日本社会では、この間、朝鮮半島の由来の文化財を取り上げたり、語ったりすることへの警戒や嫌悪感が広がり、触れたくないという傾向が顕著になってきました。文化や歴史に接する喜びや感動より、反発や火中の栗を拾って火傷したくないという忌避感が広がってしまいました。対馬市最大のイベント「厳原港まつり対馬アヒラン祭」から「アヒラン祭」の名前が削除され、九州国立博物館が、来年予定していた「百済展」の開催を見送るなどの影響が出てきています。文化財について、のびやかに論議しにくい風潮が蔓延し、“負のスパイラル”に陥りつつある現状を深く憂慮します。

現地に押しかけて、拳を振り上げて返還を要求したり、抗議する方法では、反発を呼び、対立を拡大するだけで、実際の文化財返還や問題解決にはつながらないことも徐々に明らかになってきました。

2010年にこの文化財返還問題連絡会議を発足させて以来、真摯に文化財の調査を呼びかけ、返還促進を願ってきましたが、このところの混乱ぶりは、黙視できない事態に発展してきています。4月25日に「対馬の仏像盗難問題に関する私たちの見解」(⇒2頁に掲載)を発表しました。5月には世話人らが韓国を訪問して、関係者と意見・情報交換を重ねてきました(⇒19・20頁参照)。

日本側の所有者に理解を求め、返還への協力を促すために、何が重要なかを冷静に分析、検討する必要があります。互いに相手のあることです。自国メディア向けのパフォーマンスや扇情的な言動は慎むべきです。

何より、事実と歴史を検証する調査が先行すべきです。調査も日韓双方で共同・協力して行い、共同の分析・検討を経て、調査結果を公表すべきです。

また、民間の問題だとして政府が関与を避けるのではなく、すでに両国間の紛争になっている事態を率直に認めて、外相や文化庁長官・文化財庁長官らが直接膝を突き合わせて紛争処理の方策を協議し、紛争拡大を制御する姿勢をアピールすべきです。対馬だけでも朝鮮半島由来の仏像は133体あるともいわれていますが、今後も各地でさまざまな形で返還の要求や要望が出てくることは必至です。

1965年までの日韓会談でも決着のついていない問題です(⇒13-14頁参照)。2010年の日韓図書協定以外に、両国政府が文化財の問題で対応してこなかったことは、怠慢との批判を免れません。こうした文化財返還をめぐる問題は、各国とも抱えている課題で(⇒15-17頁参照)、ユネスコなどでルール策定と呼びかけが行われてきていますが、国際的な対応も遅れています。官民で知恵を絞り、専門家や市民の参加も得て共同での調査や研究・検討を重ねて、国際的な先例となるような解決策を模索していくことこそ、未来志向的なあり方ではないでしょうか？ 皆様のご意見やご提案もぜひお寄せ下さい。(編集部・有光 健)



韓国・文化財庁が保管している2体の仏像

*関連の資料や条約、国会議事録なども連絡会議のWEBでご覧いただけます。ぜひ下記をご参照下さい。

⇒<http://www.asahi-net.or.jp/~vi6k-mrmt/culture/korea/>
またEメールなどでも情報を発信しています。皆様からの情報やご意見、ご提案、原稿は以下で受け付けています。⇒kcultural_property@yahoo.co.jp



対馬の仏像盗難問題に関する私たちの見解

2013. 4. 25.

韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議（代表 荒井 信一）

←長崎県対馬市・観音寺にあった「観世音菩薩坐像」

昨年の 2012 年 10 月に対馬の海神神社にあった「銅造如来立像」と観音寺の「観世音菩薩坐像」が盗まれ、日本から韓国へと持ち出された。その後、今年 1 月に韓国で犯人らが検挙され、仏像は警察に押収された。ところが「観世音菩薩坐像」については、14 世紀に韓国の寺院で製作され、倭寇によって韓国から略奪されたのだから、日本へ返却しなくてもよいという主張が登場し、忠清南道(チュンチョンナムド)瑞山市(ソサンシ)浮石寺(プソクサ)から仏像の移転禁止仮処分申請が出された。2 月 25 日に大田(テジョン)地方裁判所がこれを認め、仏像は現在、国立文化財研究所に保管されたままである。今後、民事訴訟で争われると、日本の観音寺側が取得証明を求められ、対馬への返還にさらに時間がかかることも予想される。そうした経過が、日韓のメディアで感情的に紹介され、両国間の葛藤を過剰に広げている現状を憂慮する。一連の動きと事件報道が、日本国内の「嫌韓」感情を一層広げている事態に懸念を表明する。

対馬の仏像は、闇市場での売却を目的に、鍵のかかった寺院から持ち出された盗難品である。窃盗は犯罪であり、たとえどのような動機であろうとも法的かつ道義的に許されない。「略奪」に対して「窃盗」でもって応報するという論理は、到底通用しない。もしも今回、仏像が日本に返却されなければ、違法な文化財窃盗を正当化することになり、新たに盗難の増加を促すことになりかねない。

「観世音菩薩坐像」が倭寇によって略奪されたという根拠および言説は、現在までのところ、日本側を十分に納得させるものではない。この仏像を「浮石寺に納めた」という記事があるが、対馬の観音寺に関連した言及はない。合法的に日本に渡った記録がないから「倭寇に略奪された」という言説には、論理の飛躍がみられる。いつ頃から対馬に仏像があったのか不明であるし、譲渡を記した古文書が必ず存在するはずと見なすのは困難だからである。

日本列島と朝鮮半島は一衣帯水の関係にあり、また日本、朝鮮、中国は漢字・仏教文化圏を東アジアで形成し、古来文化交流は頻繁であった。倭寇、豊臣秀吉の朝鮮侵略、韓国併合などの不幸な時期に、日本人が人や物を強奪したという歴史的事実を、日本側は素直に認めなければならない。けれども、人と物の往来が、つねに略奪と被略奪の関係だったとは考えられず、譲渡や売買による取得があったことが認められる場合もある。

日韓交流の長い歴史のなかで、入手経路の判然としない文化財は、今回の仏像以外にも多数存在し、今後も類似した事件の起きる可能性がある。そこで、取得経路の明白でない文化財が盗難され国外に移転された場合の対処方法を、日韓両国の間で協議する必要がある。あるいは日韓両国で合意に達しない場合、ユネスコの文化財返還に関する政府間委員会で討議するのも、話し合いで解決する一つの方法である。双方の政府、とくに韓国・文化財庁と日本・文化庁が紛争の解決と予防に向けて、積極的に関与すべきである。関係者やメディアにも、冷静かつ賢明に対処・報道するよう要望する。

文化財返還問題は、相互理解と文化交流によって解決すべきであり、一方的な解釈や我欲でもって進めると、かえって事態を悪化させてしまうだろう。昨今、日韓関係は領土問題などでぎくしゃくして、ともすると感情的になりがちである。しかし文化財に関しては、互いに尊重しあって人類共有の遺産を後世に伝えるべきであり、ユネスコ憲章にあるとおり、「心の中に平和のとりでを築」くのが基本であると考える。

◆対馬仏像盗難問題の経過◆

- | | |
|--------------|--|
| 2012年10月 8 日 | 長崎県対馬・海神神社の「銅造如来立像」、観音寺の「観世音菩薩坐像」盗難。 |
| 2013年 1 月29日 | 韓国警察が窃盗団の検挙と仏像 2 体の回収を発表。 |
| 2 月25日 | 曹溪宗の浮石寺(プソクサ)が請求した「観世音菩薩坐像」の占有移転禁止の仮処分申請を大田(テジョン)地裁が認め、韓国政府に仏像の移転を禁じる仮処分を決定。 |
| 3 月14日 | 浮石寺の僧侶らが対馬を訪れ、観音寺関係者に面会求めるが、拒絶。 |
| 6 月 5 日 | 検察が実行犯 3 人に懲役 5 ～ 6 年、仏像の運搬などに関与した 4 人に懲役 2 ～ 3 年を求刑し、結審。 |
| 6 月28日 | 大田地裁、判決予定。(※一部に仏像は模造品との指摘も。対馬市長は 7 月訪韓し、文化財庁に返還要請の予定。) |

2013. 5. 2. 聯合ニュース配信

日本市民団体「盗難仏像返すべき」・韓日関係懸念

【東京・聯合ニュース】日本国内にある韓国文化財の返還運動に取り組んできた市民団体「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」（代表世話人、荒井信一・茨城大学名誉教授）は2日、聯合ニュースに送付した声明文で長崎県対馬市の寺社から盗まれ韓国に保管されている仏像を日本に返すべきだと主張した。

韓国国内では朝鮮半島から強奪された文化財を返してはならないとの声が挙がっているが、同団体は仏像問題が韓日間の対立を深めかねないとの懸念から返還を求めている。

日本の侵略の歴史に対する反省を率先して行ってきた同団体だが、今回の盗難事件については日本国内の反韓感情を助長しかねないと訴える。

団体は、仏像が日本に合法的に渡ったという証明がないからといって、倭寇が略奪したという主張には無理があると指摘した上で、「例え略奪されたとしても、略奪に盗難で対応するという説は成り立たない」と指摘した。

また、豊臣秀吉の朝鮮侵略や1910年の韓国併合で朝鮮半島から多くの人や物が略奪されたことは認めなければならないが、両国間の人や物の往来がいつも略奪と被略奪の関係だったとは考えられないと主張した。

その上で、窃盗犯の刑事裁判の判決が出た時点で仏像をひとまず対馬に返し、あらためて文化財の返還について議論しようとの意見を提示した。

歴史学者の荒井代表世話人は聯合ニュースの取材に対し、「(韓日) 両国の文物が行き交った対馬に仏像が渡ってきたことを近代的な思考で『略奪』と断定することはできない。また14世紀の文化財の入手経路を明らかにするのは無理がある」と話した。

荒井氏は1991年から20年以上にわたり日本の戦争犯罪の実態調査を行っており、93年には「日本の戦争責任資料センター」という団体を設立。旧日本軍の従軍慰安婦関連資料を日本政府に提出するなど歴史反省に立った活動が続けている。

盗難仏像については、対馬市の海神神社に保管されていた日本の重要文化財「銅造如来立像」と同市観音寺の長崎県指定有形文化財「観世音菩薩坐像」を盗んだ窃盗犯が韓国で検挙された。

このうち「観世音菩薩坐像」について、忠清南道瑞山市の浮石寺は14世紀に韓国で製作されて同寺に奉納されたが、倭寇が略奪したと主張。日本への移送を禁じる仮処分申請を韓国地裁に申し立てた。地裁は原告の請求を認め、仏像2点は今も韓国に保管されている。sarangni@yna.co.kr

2013. 5. 14. 東亜日報

【オピニオン】観音菩薩坐像盗難事件

国内メディアではあまり報道されていないが、先週、日本のある市民団体が声明を発表した。対馬で盗難に遭い、韓国に密搬入された仏像2点をひとまず日本に返還し、略奪文化財返還問題は別途議論すべきだという内容だ。声明を出した団体は、日本国内で韓国文化財返還運動をしてきた「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」。茨城大学の荒井信一名誉教授が代表を務め

ている。今年87才の荒井氏は、1993年に日本軍従軍慰安婦に対する軍の組織的介入を立証する業務日誌60点見つけ出して公開するなど、20年余りの間、日本政府の歴史歪曲に対抗してきた学者だ。それだけに声明の重みが違う。受話器の向こうで荒井氏は、「この問題がさらなる日韓の感情対立に突き進んでいる。ほかの文化財の返還にも良くない影響を与える」とし、「真相を共に調査し、歩み寄らなければならない」と話した。

盗難に遭った仏像は日本に返還するのが道理ではあった。しかし、忠清南道瑞山市(チュンチョンナムド・ソサンシ)の浮石寺は、対馬の観音寺が所有していた観音菩薩坐像を「14世紀に韓国で製造され、浮石寺が所蔵していたのを倭寇が略奪した」とし、移転禁止仮処分申請を提出し、裁判所がこれを受理した。略奪の証拠があるのだろうか。

浮石寺のウォンウ僧侶に電話で尋ねると、3つの根拠を提示した。「仏教界では仏像を移安する時、腹蔵記(仏像内の記録)を残すのが原則だが、仏像が浮石寺の所有という記録だけあり、移安記録がない。観音寺の主張どおり贈答や寄贈なら、なぜその記録がないのか。仏像の頭の部分が破損していることも略奪の証拠だ」と強調した。さらに、「窃盗を擁護するわけではない。観音寺が所蔵の経緯を示すなら、いつでも仮処分申請を取り消す」と述べた。僧侶の声には悔しさがにじみ出ていた。

しかし、観音寺に仏像を所蔵するに至った経緯を立証する書類はない。だからといって証拠もなく「約600年前に倭寇が略奪した」と言うことは論理的飛躍だと観音寺は主張する。日本メディアは連日、韓国が窃盗品を返還しないと国民感情を刺激している。独島(ドクト、日本名・竹島)問題と結びつけて韓国が国際法を無視しているとも批判している。浮石寺の僧侶が事情を説明するために観音寺を訪問したことも逆効果だった。当時僧侶は、国内で製造された青銅仏像とマスコットの人形を贈り物として準備した。観音寺側はこれを嘲りと受け取った。

問題が感情争いに突き進み、対馬市は今年8月に開催予定だった32年間続く日韓文化交流の朝鮮通信使行列を中止した。九州国立博物館は、韓国国立中央博物館と共に2014年から2015年、日韓巡回展で開催する予定だった「百済特別展」を無期延期すると発表した。展示に出品する文化財所蔵者から「韓国に持っていくと返してもらえないのか」という問い合わせが殺到したという。

韓国の裁判所も困惑していることだろう。窃盗品ではあるが元の所有主が所有権を主張し、争いが起きたのだから、問題が解決されるまで返還を停止したのだろうが、日韓関係が悪化し、外交問題に増幅している。

今回の問題は、国家間の外交問題でもあるが、仏門で見るなら「お家争い」でもある。このような時、釈迦はどんな解決策を出すだろうか。「浮石寺の僧侶の心情心は理解できるが、大局的な見地から、仏像をひとまず返しなさい。経緯はどうであれ、窃盗品の形で返してもらいたくはないでしょう。観音寺の僧侶もこれを機に国民と共に日本国内の韓国略奪文化財を振り返る契機にきなさい。これを通じて両僧侶が日韓の信頼回復の契機となれば、世の中が仏家を仰ぎ見ることでしょう」。荒井教授との想像だ。(鄭求宗)

東京国立博物館所蔵の朝鮮半島由来の文化財—小倉コレクション

李 素 玲

目 次

- I はじめに
- II 日韓会談における文化財論議
 - 1) 小倉武之助所蔵品から小倉コレクションへ
 - 2) 個人所有文化財の処遇
- III 「小倉コレクション目録」の作成
 - 1) 3種の小倉目録
 - 2) 植民地期の朝鮮考古学調査
- IV 東京国立博物館東洋館朝鮮室
- V むすび

I はじめに

東京国立博物館は1872年に「文部省博物館」として開館した後、1889年に「帝国博物館」、1900年に「皇室博物館」、1947年に「国立博物館」と改称される歴史を経て1952年現在の「東京国立博物館」（以下、「東博」とす）に至る、日本最古・最大の国立博物館である。

戦後は1968年に、新しく東洋館が開館した。近代のアジア諸国の美術品を大量に収集展示することでアジアとの関係、友好が強調されるようになる。ことに東アジア諸国との間では、侵略、植民地支配による略奪文化財の問題として所蔵品への関心を集めてきた。博物館の所蔵品は、博物館独自の収集のみならず多くの個人コレクターの寄贈から成り立っている。最も近い朝鮮半島との関係においては、その侵略と関連して植民地下において朝鮮半島から流出した多量の文化財は、近年、文化財返還問題として問題となってきた。韓国との間でも14年間の交渉を経て、1965年に国交正常化が行われた。その間の日韓会談でも様々な問題が懸案として論議されたが、そのうちの 하나가、植民地下で流出した朝鮮半島由来の文化財問題であった。特に「小倉武之助所蔵品」は筆頭に名指しされてきた。様々な問題になりながら民間所有であるという理由で返還の対象にはなり得なかったが、1981年には一括寄贈として「東博」へ寄贈されることで「東博」所蔵となる。「東博」の誇る朝鮮半島由来の最大のコレクションといわれ、東洋館の5階 朝鮮室の平常展に、少しずつ展示されてきた。

戦後67年がすぎても、未だ日本にどれだけの朝鮮半島由来の文化財があるかは、明確でない。昨年発足した韓国の「国外所在韓国文化財財団」の発表では（2013年1月）、国外所在韓国文化財は、総計152,910件で、そのうち日本は66,819件、全体の43%という圧倒的な数字をしめている。

では、「東博」はどれだけの朝鮮半島由来の文化財を所蔵しているのだろうか？

＜表1. 独立行政法人国立文化財機構が所蔵する朝鮮半島由来の文化財数分野別一覧＞（2012年4月23日現在）

	国立博物館	東京国立博物館	京都国立博物館	奈良国立博物館	九州国立博物館
絵画	102	90	7	1	4
書跡	95	79	15	0	1
彫刻	115	79	30	3	3
金工	592	440	144	7	1
陶磁	610	522	88	0	0
漆工	115	113	0	0	2
染織	41	41	0	0	0
考古	2,102	2,032	36	6	28
土俗	650	644	0	3	3
計	4,422	4,040	320	20	42

日本を代表する、東京、京都、奈良、九州の4大国立博物館の所蔵する朝鮮半島関係の文化財数は4,422件で、その90%を東京国立博物館（「東博」）が占めている。しかも「東博」に所蔵されている「小倉コレクション」の総件数は1110件（注1）であるから、「小倉コレクション」だけで「東博」の朝鮮半島由来の文化財の4分の1に該当することになる。小倉コレクションは質、量ともに最大のコレクションといわれる。

小倉コレクションの特色は考古作品が半分を占めていることである。朝鮮半島の歴史だけではなく、東アジアの古代史においても重要な考古学資料である。内容的にも、その質の高さが言われており、戦前から話題になってきた。日韓会談では、文化財問題が注目される中、小倉武之助所蔵品は日韓双方の激しい論戦の的になっている。

小倉武之助（1870～1964）は、東京大学法学部出身のエリートであるが、1903年に朝鮮へとわたり、40数年を朝鮮で過ごした実業家である。植民地下での支配を利用して買い占め、盗掘への関与等の中で、文化財の収集家が多数輩出するが、その筆頭に数えられる人物でもある。その収集量は数千点といわれるが明確ではない。戦後の引揚から1954年には財団法人小倉コレクション保存会を設立し、理事長となりコレクションの保存をこころみている。すでに日韓会談がはじまり、小倉武之助所蔵品への関心が高まる中で目録製作が始まり、1958年には、小倉コレクション目録が作成された。重要文化財8点、重要美術品31点が含まれている。特に日韓会談の進展とともに、小倉武之助所蔵品の扱いが問題となり、日韓双方の激しい論戦が繰り広げられた。韓国側からは強力に返還をもとめられた。しかし民間の所蔵品であるということで、日本側は拒否している。小倉武之助所蔵品には、個人としては持ちえない考古学の分野においての古墳の発掘（王陵）からの盗掘と見える金冠、その他の副葬品等が含まれてお

り、法的にも移転は禁じられているのに日本にまで持ち出して日本の国宝・重要美術品指定を受けている。植民地下の朝鮮においては、その支配を利用して文化財を盗掘、買い占めることができるのは特別な人物で、その筆頭が小倉武之助であるとみなされていた。その意味でも、小倉武之助の所蔵品は日韓会談においての重要課題であり、今日の略奪文化財の返還問題においても問題視されている。しかも、コレクションの収集の来歴、出土地、時代、日本への不法な搬出、コレクションの総数等の歴史的経緯が不明のままである。「東博」の目録作成までの経緯もその内実が究明されていない。本稿では、小倉武之助所蔵品から「東博」の寄贈小倉コレクションへの転化の過程への考察と目録作成の問題を検証する。

II 日韓会談における文化財論議

1) 小倉武之助所蔵品から小倉コレクションへ

文化財返還問題は、正式には日韓会談から取り上げられた。日韓会談予備会談(1951. 10. 20. ~12. 4.)において韓国側は、日本に現物返還を要求できる「略奪品」を以下のように規定している。(韓国側文書 76「対日講和条約に関する基本態度とその法的根拠 1950」P34)

1. わが領土内から日本国に移転した物。
2. a 民族文化の象徴になる物品は早速な移転
b その他の物品は国際法上非合法的移転
3. 現在その物品が日本国内に存在し、再びその物品を識別できる物としてその移転は 1905 年 11 月 17 日以後のことで、特にそこにあるその年代を問わず返還を要求する。

としている。

日韓会談第 1 次会談での、「韓日間財産及び請求権協定要綱」提出(1952. 2. 21.)では返還請求対象として「韓国から搬出された古書籍、美術品、骨董品、国宝、地図原版、地金、地銀」を挙げている。(韓国側文書 87「第 1 次韓日会談 (1952. 2. 15—4. 21) 請求権関係資料」P258)そして韓国からの流出文化財とは、「不自然な奪取あるいは韓国の意思に反して持って行った物」と規定している。日本側は、「在日韓国文化財の大部分は明治以前に正当な手段で日本に搬入された」との立場を示していた。日本政府は当時の李承晩政権との間で、李承晩ラインで拿捕された漁民たちの釈放問題との交換問題として、文化財に関心を示し、1958 年 4 月、日本側は慶尚南道昌寧郡校洞遺跡からの出土物 106 点を韓国側に手渡した(第 1 次返還)。

会談において文化財問題が具体的に論議され始めるのは、第 4 次会談(1958. 4. 15. ~1960. 4. 19.)からで、文化財問題を取り扱う小委員会が設置され、韓国からは専門委員として黄壽永、あとから李弘植の二人が参加する。二人とも東京帝大出身の文化財問題の専門家である。

黄壽永は日本側からの 106 点について、

「106 点は、すべてわが三国時代に属する古墳一基(昌寧郡校洞所在)から 1918 年に発掘された遺物の総量で、その種類と数量からして同代古墳の中でも小規模のものであり、出土した遺物の資料価値も高くない」と評価。(韓国側文書 102、P194)

李弘植も「返還されたこの 106 点という遺物のなか

で品物らしい品物は、純金の耳飾一対で、それも新羅の古墳からでてきたものとしては、つまらない貧弱なもので、それ以外の 80 余点は首飾りの小さな玉を一つ一つかぞえた点数であり、残りは土器のかけらであった」と述べている。(韓国の雑誌『新世界』1963 年 2 月号から)文化財問題はこうに会談の初期から齟齬が目立った。

韓国側文書 102(第 4 次韓日会談文化財委員会会議録及び文化財返還交渉、1958)には「1 月 21 日付の「被奪文化財のうち、一部の説明書」として被奪の経緯と日本国での所蔵が確認されるものの一部に対する説明書」の中に以下のものがあげられている。

- 一 梁山夫婦塚発掘品
- 二 楽浪王吁墓発掘品
- 三 慶州石窟庵内
- 四 五台山史庫旧蔵 朝鮮実録
- 五 松方侯爵ほか 25 名所蔵
- 六 小倉武之助所蔵品

一から五までは東京国立博物館、東京大学など所蔵がはっきりしているもので、梁山夫婦塚発掘品は 1920 年発掘され総督府に保管されていたが、1939 年 3 月 31 日総督府によって東京国立博物館へ寄贈、楽浪王吁墓発掘品は発掘した東京大学に搬送されたままである。四、五も所蔵がはっきりしている。そのなかでも六は個人の所蔵品として注目されてきたものである。被奪の重要文化財として、小倉武之助所蔵品が文化財返還要求品に挙げられている。

しかも「この所蔵品は小倉が、南鮮電気会社社長として大邸在住時、入手したもので、そのほとんどが全部盗掘品で、そのうち昌寧出土黄金冠、鏃斗および高麗磁器等は、日本に搬出され、日本政府によって国宝、重要美術品、重要文化財に指定された物が多数であり、この所蔵品はたとえ個人所蔵といえども、その価値の重要性に照らして、当然返還されるべきものである」と、強調している。(韓国側文書 102、P110)

そのため、「東博」所蔵となった文化財並びに、個人所有であるが最大の文化財である「小倉武之助所蔵品」が関心の事案として、論議の対象となった。

そして 1958 年 7 月 7 日の報告にも、「昌寧郡古墳(推定王陵)から盗掘され、日本人によって秘密裏に日本へ運ばれ日帝時に国宝又は重要美術品に指定されたのは次のとおりです」と記述している。(韓国側文書 102、P196~97)

国宝 慶南昌寧古墳出土 日本千葉県 小倉武之助所蔵

金銅透彫宝冠	一
金銅翼状冠飾	一
金銅心葉形垂飾耳環	一
金銅膺当	一
金釧	一
金釧透彫飾履	一
金銀製環頭大刀柄	一
鏃斗	一

重要美術品 伝称 昌寧古墳出土 日本千葉県 小倉武之助所蔵

鳥形瓦器、馬形瓦器、車輪付双口瓦器

ここで注目されるのは、個人所蔵品の中に最も貴重な文化財が集中しているという事実である。…日本人小倉武之助所蔵品の新目録(1954年に3か月の日時を要して作成した貴重な資料だが)、これによれば総点数約千点に達するが、そのなかには国宝級の遺物が多数含まれている。…

上述のように、韓国側は所有者が個人であろうと返還の対象として問題視していた。

特に「個人所有が禁じられている王冠、金銅冠などが指定されているが、どういう経緯で小倉が所有するようになったのか」との韓国側の質問に、日本側は「分らない」の一点張りであった。

第6次会談では、なぜ小倉所蔵品が日本で国宝、重要美術品に指定されたのか。朝鮮でも宝物指定は1933年から始まったのに、なぜ朝鮮で指定されなかったのか、しかも小倉の目録には金冠塚の出土品までも含まれている。宝物指定の基準はどうなっているのか、と韓国側は追及した。日本側は説明に窮した。

文化財保護委員会事務局松下美術工芸課長は「小倉の所蔵の7点(金冠を含む)は、文化財指定台帳には、いつどこで発見、いつ持ってきたかは書いてない(台帳には普通書かれるものだが、書かれていない)。昌寧付近の一古墳からと書かれていて、詳細は分らない」としている。

1933年には朝鮮でも古蹟保存の法令(朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令)が公布されており、宝物の指定や、輸出禁止の措置が取られる。そのためそれ以前(1933年以前)ではないかとの意見もでる。斉藤忠氏は「小倉目録」には金冠塚(1921年)出土品があるが、金冠塚出土品は、全部総督府によって宝物として指定され(浜田先生によって)韓国にあるはずで、漏れたものはないはずだ。しかし、小倉は当時現地では絶大な力を持っていたひとで、特殊なルートから入手したであろう」と述べている。韓国側からは総督府当時の宝物指定の関係書類は朝鮮戦争で全部焼失したとの説明があった。(日本側文書268、P5~7)

日本側から典籍、美術品の返還を要求する理由を聞かれた(韓国側文書723、P14)李弘植委員は「日帝が占領以後特殊な権力の背景下に、日本へ不法搬出したことに根拠を置く」(同、P16)と答えている。

以下、日韓の代表委員によるやり取りを纏めてみると、個人の収集品については論議が錯綜した。李弘植委員は「少し難しい問題である。そのなかでも特に重要なものが、正常でない方法で日本に搬出されたと聞いている。…元の場所にあったものは元の場所に」と韓国への返還を求む。(1961年12月5日、韓国側文書723、P39)

松下工芸課長は小倉コレクションは文化財保護委員会の監督下にあるとのべる。

黄壽永委員は「伝世品ではなく地下から出た出土品であり、これは限定された期間に多量に発掘して日本にもってきたという顕著な事実、だれも否定できない」とその不法性を強調した。

日本外務省側は「国際法でも国家が個人の事に責任をとれないというのは明白なことだ」と民間所蔵品への国家の関与を拒んだ。

黄壽永委員「小倉武之助収集品のケースは少し違う。本人がまだ生存しており(当時は)、彼の収集品は不法に入手したものが多い」。

日本側ト部副主事「証拠もなく、日時も多く経過して、法的問題にならないということで、法律の対象にならないという意味だ。法律以前の問題に対しては、国家が責任とれないし、証拠があると云ってもやはり同じ」。

李弘植委員「古跡から発掘された文化財は原則的に国家に帰属するようになっているので、日本に搬出してきたものも、この原則から抜け出られない。日本政府もこのような品物の返還をする義務と責任がある。」

黄壽永委員「小倉コレクションのようなものは文部省に目録があり、その他にも重要な文化財をまだ持っている人たちが生存している例もある。…1900年前後何万という文化財が墳墓から発掘され、莫大な出土文化財が不法入手売買されたので今日では全国に広まっている。個人も持っているし、銀座の骨董商にもあり、帝国ホテルのアーケードでも見られる。」

日本側「国家としてなんとかせよといわれてもどうしようもない」。「国家が所有しているものだけは寄贈することができると思う」

黄壽永委員「墳墓のような地下から発掘した品物はその主人が出てこないときには、原則的にすべてか国家に帰属するもので、略奪文化財は当然返還されなければならない」(韓国側文書723、P48~50)

激論が続いたようだ。

2) 個人所有文化財の処遇

1961. 12. 21. 専門家会議第6次会議では

・小倉コレクションは約1000点ほど、最近プリントされた目録有り。文部省文化財保護委員会の監督下であり、同財団の所蔵品を移動する場合には、文部省文化財保護委の許可が必要となる。(日本側文書268、P28)

この時期、小倉武之助はその個人所蔵物を永久保存するためと財団法人化の手続きを行った。1958年(昭和33)財団法人小倉コレクション保存会を設立し理事長に就任した。目録の作成は財団法人化のためであった。

目録はその所蔵数、作品、遺物の評価につながるものとも重要なデータでもある。

・この頃には文化財返還に関する韓国側の立場が明確になってきた。(韓国側文書723、P126)

1 返還方式(名目)

・1957年12.31.付のOral statementの先例に沿って「引渡し」(turn over)とする。

返還対象品目

(1) 国有物

イ. 考古、美術品

・東京、京都両大学分

日本側は大学のものは管轄も違い、返還工作もむずかしいという立場。

我が側としては大学研究機関を尊重するという名分のもとに、本項対象品目に対する返還要求を最終段階では撤回すること

・「東博」所蔵品

前項の品目を除いたほとんどは「東博」所蔵品だ

が、その内容はわが側要求目録 1 項 486 点、2 項の内 (1) 103 点、3 (1)、(2) 480 点計 969 点である。これに対し日本側 (特に「東博」側) はこれが博物館で所蔵している韓国品のすべてなので、みな返還するのは難しいという。本項対象品目の内、どれくらい返還してもらえるかは未知だが、我が側としては最後まで全品目返還を強力に要請する態度を堅持する

ロ. 典籍

本項の主要該当品は宮内庁図書部保管の漢籍、記録類が主だが、これに対し我が側に目録の準備なく、ただ京都大学の「河合文庫」官符記録 157 巻の目録だけを準備している。

ハ. 通信文化財

最後まで返還要請すること

(2) 民間所有文化財

民間所有文化財の返還は日本側としても事実上、応じるのが困難な点が多いので、この問題は日本の民間人たちの協力を得て、自ら進んで寄贈する方法で部分的な返還が可能ないように推進するものだが。日本政府はこのような返還が促進されるよう、可能な措置を取るという意を合意議事録等で明らかにすること。

1963 年以降、韓国国内においても「小倉武之助所蔵品」に関して関心が深まった。李弘植委員は雑誌『新世界』1963 年 2 月号に「日韓会談と文化財返還問題」を記述している。

「民間に散在する多数の個人収集品は隘路がおおく、日本も国有のものだけは戻すと示唆している。個人のもので小倉武之助は、大邱に永年住み、付近の古墳盗掘を助長し優秀なものを多く持っており、その保管品については強く返還を要求している、この人は昌寧の古墳からでた金冠をはじめ、一流考古美術資料を持っており、また、各地の廃寺から優秀な石塔、石燈、石仏などの石造物を勝手にもっていき、自家の庭園に据えた。時にはこれが総督府当局でも問題にしたことがある。……この人は 90 歳を超えているが、まだ至って元気で、東京の郊外、千葉に広大な邸宅を作り、邸宅の中には私設陳列館をもっており、当局に登録されている優秀な韓国文化財が千点を越えている。我々は小倉の過去の非行を指摘したが、これについては日本側委員も認めざるを得なかった。」(日本側文書 598、P25)

韓国メディアも「小倉所蔵品」に注目した。

当時の新聞記事、1964 年 3 月 27 日韓国日報「日本が還すべき我が文化財」(日本側文書 598、P42)

「東京から電車で約 2 時間、千葉県習志野市実籾町の小さな田舎家に韓国の文化財 1,200 余点がある……まず、韓国政府が日本に返還を要求している 3,200 余点の文化財の内、3 分の 1 に及ぶ 1000 余点を氏がもっている。この文化財の搬入経路、保管状態、それに日韓国交回復を機に、韓国に返す気はないかなど一つ一つ聞いてみた。電気会社の社長のほか大邱に銀行をもっていたというこの年寄のはじめの答えは簡単だった。「私が大邱に残してきた残りの 8 割

の行方がしりたい」というのであった。……あれこれ集めたのが 5000 余点、このなかから戦争が終わる前に日本に運んだのが 100 余点が残っている」という。文化財返還ということは到底期待できないように見えた。「日本政府が強制的にだせというはずもないし、政府が買うと言っても私は売るつもりはない」と断固といった。

このあたりで、個人所蔵品の返還見込みは困難との見方が定着しつつあるようだ。

上述のように当時小倉は韓国に残した数千の文化財を気にしていた。すでに日本の敗戦、小倉の朝鮮からの引揚げ後、1946 年、米軍に押収された文化財 670 点はソウルの中央国立博物館に収蔵されている。さらに 1964 年には、小倉氏が返還を熱望していた大邱の自邸に隠した文化財が発見された。

1964 年 6 月 17 日「大邱発ニュース」は衝撃的で三国時代の土器・磁器・青銅鏡等、文化財 500 点発見されたことが明らかとなった。

「ここ陸軍 8052 部隊本部地下室から三国時代の土器類・磁器類・青銅鏡等貴重な文化財 500 余点が発見されたことが 16 日明らかになった。この文化財は日帝時代、我が国の文化財収集家として知られていた朝鮮合同電気会社社長小倉が敗戦後日本に引揚げるときに、かれの自宅(陸軍 8052 部隊本部建物)の居室地下室にかくしてあったものだが、さる 5 月 27 日午前、部隊の要請で電気修理工事を行っていた電気工白(ペク)スンウォン(36 歳)氏が工事中に発見した。発見された文化財は楽浪・三国時代の鬼面瓦・土器・磁器・青銅器など 52 種類、500 余点で専門家の鑑定を急いでいる。発見された文化財の中には日本の国宝級の絵皿も含まれている。(1964 年 6 月 17 日東亜日報)」

その後、慶州博物館に 149 点が引き渡された。韓国では発見者の 500 点以上という数量と慶州博物館に引き渡された 149 点という数量の違いが問題となる(注2)。この数字の違いはなんだろうか。

小倉はこの中に日本からの家宝である広重の東海道 53 次の絵皿 53 枚を置いてきたという。53 枚の絵皿は発掘作業中に破損し 23 枚のみという。小倉はこのニュースに接し、納得できないと怒りを爆発させた。韓国軍隊内に民間の工事工を引き入れての工事にも疑問を呈し、数量にも納得しなかったという、その衝撃からか 12 月 27 日自宅にて死去する。享年 95。

1965 年になり、日韓会談は急速に進んできた。

1965 年 3 月 6 日の外務省での文化財保護委員会事務局と「東博」、宮内庁の 4 者会議では 3 月中に行われる文化財小委員会に向けての打ち合わせが行われた。会議では、基本的な方向が決められた。韓国側への贈与目録の作成の準備について、文化財保護委員会側から、これまでの外務省案から梁山夫婦塚出土品をはぶくことが要求された。さらに個人所有の文化財は従来通り贈与リストには入れないとし、万一韓国側から要求の場合は政治レベルでの話し合いによる解決という結論になった。

これにより個人所有品の引渡しはなくなった。

1965 年「日韓基本条約」において文化財問題は、あいまいに解決された。日韓会談の文化財委員として参加した二人の委員の悲憤は言うに及ばず、そのご記録として残している。黄壽永は 1972 年執筆の「日帝期文化財被害資料」では、著述の意図を「日帝下においての不法不当な迫害と受難の記録を残すため」としている。そして「8 年間に及ぶ日韓会談での文化財専門委員としてのかわり…結果が満足を感じられないのはだれよりもこれに関与してきた筆者自身である」と述べている。「日帝期文化財被害資料」は文化財研究の基本的資料として、事実関係の解明と示唆を与えてくれる。この資料から多くのことを教えられた。

1965 年、最終的には、昭和 40 年 6 月 22 日東京において文化財及び文化協定に関する大韓民国と日本国間の合意議事録によると、個人の場合の自発的寄贈を勧奨している。

大韓民国代表は、日本国民が私有する文化財が韓国の文化財と判明したときは、韓国政府に寄贈されることを希望する趣旨を陳述し、日本国の代表は、日本国民が私有する文化財を自発的に韓国側に寄贈することを韓日両国間の文化協定促進に寄与する方法として、政府はこれを勧奨することを陳述した。

日本国代表

大韓民国代表

1965 年 6 月 22 日東京において

Ⅲ 「小倉コレクション目録」の作成

1) 3 種の目録

小倉の死後、息子安之が理事長として財団を維持するが、財団の財政的維持に窮し、81 年には財団法人を解散し、7 月東京国立博物館へ寄贈する。翌年 3 月には記念特別展観「寄贈小倉コレクション」が開催された（昭和 57 年 3 月 2 日～4 月 4 日）。1100 点の中から 330 余点を陳列した日本における最初の大々的な展示である。そして収集品の全貌をあらわした『寄贈小倉コレクション目録』が刊行された。今日私たちが小倉コレクションの全貌を知る目録である。この目録は前述のように、「東博」への寄贈により、「東博」が作った目録であるが、そのまえに二つの目録があったことが、日韓会談のなかで韓国側からも確認されている。近年、日韓会談文書が公開されるにつれ会談の実態が明るみに出てくることで、多くの事がわかってきた。小倉コレクションの目録形成には 3 つの目録が存在していた。

時系列的には

1. 小倉家「家蔵美術工芸・考古目録」という私家版であり（以下「家蔵目録」とす）1954 年作成。
2. 「小倉コレクション保存会」の「小倉コレクション目録」（以下「小倉目録」とす）1958 年作成。そして正式な目録として
3. 「東博」による「寄贈小倉コレクション目録」（以下「東博目録」とす）1982 年作成。

では、この 3 種の目録の作成について検討してみる。

この 3 種の「目録」においては、2 の目録がもっとも小倉武之助の関与が濃厚にみられ、日韓会談でも注目されていた。会談の初期、黄壽永は（1958 年 7 月 7 日）「対日請求韓国文化財目録検討の件」において小倉武之助所蔵品目録について報告している。

我が国の文化財を所蔵している日本人の内、量と質において首位を占める小倉武之助の所蔵品目録は、政府作成の文化財目録(1)(2)の中に含まれているが、その依拠した資料がすべて 1945 年以前に作成された展覧会出品目録なので、こちらで最近作成された全目録 2 種を入手したので相互検討中にありますが、最新目録②による種別数量は左記のとおりです。

①1953 年調査、1954 年編集 「小倉家 家蔵美術工芸・考古品目録」 1冊

②小倉コレクション目録」（1957 年末か、今年（1958 年）初に作成されたものと推定） 1冊

小倉武之助所蔵品は、1945 年以後、売買または一部盗難による変動が多めで、その内、日本の重要美術品に指定されていた高麗磁器は、ほとんど他人に売り渡されたと言います。またその全収蔵品の保管のために法人組織が承認されたそうですが（今年 4 月頃）、②の目録はそのような手続きのため新規に作成されたものと言います。

小倉武之助所蔵品 種別（時代別）数量 （中国出土を若干含む）

1. 先史時代	64 件	
2. 楽浪時代	80 件	
3. 高句麗時代	17 件	
4. 百濟時代	27 件	
5. 任那時代	247 件	
6. 新羅時代	241 件	
7. 高麗時代	139 件	
8. 李朝時代	143 件	
9. 仏像	45 件	
10. 絵画	97 件	合計 1000 件

すでに小倉コレクション保存会が作成した目録があったことが確認されている。しかも、その目録の数年前に「家蔵美術工芸・考古目録」という私家版の目録を作成していたことも確認される。だが、この「家蔵目録」が誰によってつくられ、どういうものであったかについてこれまで確認されてこなかった。この私家版「家蔵目録」は、一体どんなものであったのだろう。

①は、その表紙の裏に、昭和 28 年の 5, 6, 7 の 3 か月にわたって調査・写真撮映を完了したとしている。分類は時代別、物件別として、物件別には下欄に時代を記する、とした。さらに出土地については不詳のものには三国時代と一括した。このように時代、出土地は確定できないとしながら、不明なものは下欄に注記した。千点に近い（906 点が確認される）物件の判定を正確に行うことは難しいとし、誤りもあり、改定の必要を記している。下欄には重要な記入がみられる。入手時の箱書きがそえていたり、エピソードなどもみられる。

例えば、①において高麗時代に分類されている「金

象嵌文銅勺」は、出土地が平安南道中和地方となっているが、②では楽浪時代のものとして「金銅金象嵌勺」は平壤出土となっている。③では「東博」の研究者は出土地を、伝平安南道中和郡として高句麗 4 世紀と記し、しかも中国の陝西省博物館所蔵の前涼金錯泥簪〈369 年製作〉と類似していることから同時期、前涼でつくられたもので、平壤近くまで持ち込まれたものと紹介されている（『MUSEUM』1982 年 3 月号、高浜秀「資料紹介金象嵌銅甗」）。このことは「東博」が「東博目録」の作成において出土地をこの「榧本」製作の「家蔵目録」を参考にしたと述べている。②は日韓会談の記録にも表れているように、1958 年に「小倉所蔵品」の財団化認可申請のため作成されたようである。①が手作りのガリ刷りの応急の目録であったのに対し、②は謄写版による 6 ページにわたる国宝、重要美術品の 10 枚の写真を添えた実質 102 ページにわたる「小倉コレクション目録」である。これは明らかに「コレクション」という概念に基づく所蔵品の財団化への準備である。

では、この目録は誰によって作成されたのであろうか。のち 1982 年製作の③において、「東博目録」では小倉氏を紹介するにあたって「小倉氏自ら編された『小倉コレクション目録』（昭和 39 年）」としている（昭和 39 年とは昭和 33 年の間違い）。これはまちがいである。

日韓会談公開文書に、すでにこの目録は昭和 33 年と紹介されており、「小倉コレクション保存会」の財団申請のため目録が作成されたことが記されている（そして小倉は昭和 39 年には死去）。1958 年（昭和 33 年）は、まさに日韓会談で「小倉所蔵品」が論議されていた。個人所蔵であっても最大の文化財所蔵であるということで注目されていた時期である。

すでに 1953 年（昭和 28）から所蔵品整理のため目録作成が始まり 1954 年（昭和 29）に手書きガリ刷りの目録が出来上がっている。そして日韓会談での文化財論議が本格的に行われた 1958 年（昭和 33）には、さらにしっかりとした目録が作られたとみられる。

日韓会談文書（1958 年 7 月の記録に本年初めに作成されたと推定されるという記述）の記述がある。当然、目録には植民地朝鮮考古学にくわしい、考古学者の参加が必修である。①は榧本杜人が製作している。

その確証は、1982 年の「東博」での「小倉コレクション」の「東博」への寄贈を記念しての「展覧」に際し、「東博」の研究機関紙の「小倉コレクション特集号『Museum』3 月号、1982）において早乙女雅博の論文「新羅・加耶の冠」の註 8 に「昭和 29 年に榧本杜人氏が作製されたガリ刷りの『家蔵美術工芸・考古品目録』による」と記述されている。②にもそのかわりが推測される。さらに 1961 年の日韓会談記録 11 月 28 日にも「榧本さんが小倉コレクションの管理委員」とされており、（1961 年 12 月 12 日）の日本側文書にも「小倉コレクション」について、2 個の舍利容器について、すでに小倉コレクションは文化財保護委員会の所管の下にあり所蔵品は 1043 点であると日本側が述べており、韓国側の専門委員である李弘植から「小倉氏の所作については榧本氏（現在奈良国立文化財研究所）が通じておられる」と述べたと記録されている。たびたび登場する榧本杜人氏が深くかかわっていることがうかがわれる。

榧本氏の経歴は（注 3）、総督府の職員として 30 年代以後の発掘に参加し、多くの発掘論文を発表されている考古学者である。彼はいわゆる帝大出身の「総督府考古学者」とは異なり苦学の人であり、1930 年（昭和 5 年）に朝鮮総督府で古墳調査に参加、楽浪古墳の発掘でのその活躍から、のちに小場恒吉、藤田亮策に認められたといわれる。

1933 年度古蹟調査事業の金海貝塚発掘にも参加した。戦後は残務処理のため総督府博物館に残留、引き継ぎ事務をおえて帰国、奈良県嘱託をへて 1947 年（昭和 22 年）国立博物館奈良分館勤務、1952 年（昭和 27 年）東京国立博物館勤務となっており、小倉コレクションとかかわった当時は「東博」勤務（「東博」有史室長）である。戦後処理では、慶州博物館で、有光教一氏とともに発掘の整理にあたっていた。

有光教一は、1952 年（昭和 27 年）京都大学考古学教室助教授となり、梅原末治教授のもとで「小倉コレクション」を調査することになり、1953 年、54 年に数回習志野の小倉宅を訪問、コレクションの遺物を一点ずつ撮影、実測、記録づくり、調査したという（注 4）。この企画は「財団法人を設立して収集品の散佚を防ぎ公開したい」と、その企画は「1955 年（昭和 30 年）に、実現し自ら理事長に就任された」と書かれている。まさに 53 年に榧本は調査、54 年に編集ということで、榧本と有光の調査編集時期が重なっている。

そして 60 年代、日韓会談での「小倉論議」最中は、「奈良文化財研究所」勤務であり、1970 年死去されている。さらに②の目録が、考古学者のだれの協力のもとに作成されたかは明確ではないが、榧本作製の①の下敷きがあつて、できたことは明らかであろう。それでも②は①よりも小倉個人の考え、思想が明確に反映されている。この冊子の諸言の中で小倉は「古代の日鮮関係」を（注 5）11 ページにわたり自らの考えを述べている。

「余は史学、考古学に関しては一介の門外漢に過ぎないが、ただ多年にわたり趣味嗜好の赴くままに、随時隋所に収集した朝鮮の出土品や、前後四十年に及ぶ朝鮮生活の見聞から推して、古代日鮮の関係について、一連の機能的臆見を抱懐するに到った。」としながら日本民族はアイヌその他の先住民族の占拠していた日本列島に海外から渡来し、主に 2 か処に住みついた、という。南方系は日向高千穂付近で、出雲大社付近は朝鮮人渡来の足溜まりであった。小倉コレクションに見られる前漢時代以前の中国製作と鑑定されている重要美術品のクリスタル形銅剣は、先年出雲大社付近から発掘されたものと同形同質であることから、北支で製作され朝鮮をへて日本に渡来した物と推定し、さらにその海上運送ルートは洛東江周辺の任那金海港を中継としていた。任那は北支から日本への中継港として高い文化を持ち日本との関係が深かった。さらに日本建国の神話の三種の神器といわれた勾玉、八咫の神鏡、叢雲剣も朝鮮渡来のものである。朝鮮を経て印度、支那文化がながれこんできた。日向派と出雲派が激烈な戦いを広げるが、結局は出雲の敗北で国譲りとなるが、実は朝鮮系の氏神宗社である出雲大社が絶対なる勢力を持ち続ける。毎年十月は日本中の神がここに参集し、神無月となる、しかも出雲の神は縁結びの神である。この朝鮮系は朝鮮東北、満州東北の女真族の渡来者

であった。このツングース族は美人系で彼らが朝鮮を経て日本に渡来していたのだ。実態としては日本家屋が防暑通風第一の南洋風で防寒防風に弱く、武器も猟具も南洋式で、朝鮮式の半弓ではなく長尺な大弓が用いられたのは南洋系の男性が支配していたからであり、ただし言語が南洋系でなく、ツングース系特有の漆着言語であるのは、家事子育てが女によってなされ言語は母から子に伝わるからである。服装は明らかに朝鮮ふうであり、常盤御前のかぶっていた市女笠、牛若丸の羽織っていた被衣は朝鮮では近世までもみられる服装であった。このように日本の古代史は朝鮮の発掘品や古美術によりはじめて明らかになりうる面があるとした。

「余はこの見地から、敢えて古美術といわず、朝鮮の古器古物をできる限り系統的に整備保存することは、日本の古代史を闡明する上のみならず、極東ツングース族文化の研究に貢献する所以であることを思い、数十年にわたってその収集に微力をいたしてきたのである」と、小倉は語っている。

目録は種別では考古品が 580 点で半分を占め、時代別には任那だけで 300 という最大の収蔵数である。これが意味するものは明らかに小倉武之助のこの収集の動機をあらわしている。そしてこれは彼が収集した時代の思想を体現している。即ち、日本による朝鮮植民地期の歴史学、考古学思想である。

2) 植民地期の朝鮮考古学調査

19 世紀、明治政府は、朝鮮半島への進出をめざし、さまざまな調査を始めた。ことに西欧化をすすめる日本が西欧から学んだ新しい学問の分野、人類学、建築学、考古学的調査を進めたのは東京帝国大学の若い学者たちであった。すでに 1900 年には考古学者八木奨三郎がドルメンや三国時代の墳墓を調査した。東大工科大学助教授関野貞が 1902 年朝鮮の主要都市の建築、美術を 2 カ月に渡り調査して 1904 年には「韓国建築調査報告」がだされている。これが、朝鮮における朝鮮建築史・美術史の嚆矢となった。1910 年「朝鮮併合」後は、様々な分野においてフィールドワークが関野を中心に行われた。

植民地期に日本人が朝鮮支配の基本的枠組としたのは、かつて日本の任那と呼ばれる植民地があったということ、その調査の分野において中心となったのが「朝鮮総督府」と「朝鮮古蹟研究会」によって推進された考古学、歴史研究であった。発掘が盛んに行われ、平壤や慶州、扶余などで遺蹟調査と発掘が行われた。1916 年には文化財に関する初めての法律（古蹟及遺物保存規則）が制定され、1916 年から 21 年にかけて楽浪、新羅、高句麗、百濟、任那にかけて各地で発掘が大々的に行われた。その理論的根拠となったのが、「日鮮同祖論」で民族的起源を同じくしているということである。古代において日本の大和王朝が朝鮮南部の任那を支配していた、ということであり、北部は漢文明に影響され植民地楽浪が置かれていた。朝鮮は停滞的である、という考え方であった。

藤田亮策は総督府博物館館長として京城帝国大学教授として当時の全ての考古学的調査に関与した代表的人物である。かれは古代朝鮮史を「石器時代、金石併用期、漢王朝楽浪文化、三国時代と分類した。古代朝

鮮の埋葬や習慣、衣装、宗教など古代朝鮮の文化が、中国の後漢からの影響以上に北方の遊牧民であるツングースとの関係にあるとみなしている。それから漢の支配体制が確立し楽浪文化が発展するが、しかもこの漢の文化がさらに日本の弥生文化に移植されたと考えた。日本と朝鮮における習慣や衣装、生活様式の類似性はツングース族の起源に求め、

「世の朝鮮文化を語るもの、多くはシナ文化の模倣であるとし、またその伝達の端となって、我が上代文化は漢・六朝文化の影響によって成るかのごとくに解いている。…しかし大陸文化と称するのはけっして秦漢文化の直輸入を意味するのではなく朝鮮半島を通過したるもの、即ち半島の地に一度培養され、そこから海を渡って九州に、本土に根をおろしたものであって、多分に半島の土地と人に親しみのある多少変化したものであったのである」

このような考古学、美術史からの発掘、研究によって植民地主義による解釈が定説化された。この考え方は正に小倉武之助の歴史観そのものである。藤田と小倉は同時代の人物であり、藤田はまさにその時代の総督府博物館館長であり、この時代のほとんどの発掘調査に関わっている。戦後日本にもどってから千葉県に暮し、その後、藤田は東京芸術大学教授、国立奈良文化財研究所所長を務めた。藤田のもとで総督府時代から部下として働いた榎本杜人、京都大学考古学教室の梅原末治、有光教一らが小倉コレクションにかかわったのも、総督府時代、朝鮮考古学調査に関わった人脈かもしれない。総督府の考古学人脈について、さらなる調査が検討されるべきと思う。

後に藤田は総督府による朝鮮考古学の貢献についてこう述べている。（藤田亮策 1951 「朝鮮古文化財の保存」『朝鮮学報』第 1 号、朝鮮学会：245-262.）

「今ここに半島に於ける過去の文化の研究と保存との實際を想ひ起し、困難なこの事業がいかにして行はれたを報告して置くのも、将来の為に決して無駄ではあるまい。否、むしろ日本の半島統治の輝かしい記念碑として、広く識者を通じて世界の人々に理解せしめ、同時に半島の人々にこの点だけは永久に記憶することを願つて置きたい。」（246.）

「朝鮮の古文化の研究は日本人によって開拓せられ日本人の統治の下に完成されんとして居た。これが保存方針は寺内総督の「朝鮮のものは朝鮮に」の信條を墨守し、出来るだけ安全に昔のまゝに元の位置に保護することを根本策として来た。古蹟の修理も博物館の陳列も悉くこの方針に従つたのである。このことは朝鮮を植民地と考へない日本の統治策の根本義でもあつたのである。

今次の戦乱に慶州を除いて扶余・大邱・京城・開城は何れも大小の被害を蒙って居る。博物館に集められた陳列品がどれだけ散逸したかは知る由もないが、全鮮に昔のままに保存されて来た遺跡が悉く失はれることはあり得ない。少くとも大小の報告書・図録・研究論文だけでも莫大の量に上がつて居るし、日本の学者と朝鮮の学徒の頭に残つて居るものも貴重な資料である。これのみは日本人が朝鮮と朝鮮人にとに残した最良の贈物である。」

まさに日本古代史のために朝鮮の古墳を発掘すると

した、文化財論理である。日本史のために日本の優越性を恩恵であるとする植民地支配の当事者の認識は、まさに藤田も小倉も同様だった。

任那日本府の立証のため、朝鮮南部地域、加耶の古墳を発掘し、その発掘したものを日本へと、東京国立博物館へ、東京大学へと搬出した。1933 年には朝鮮でも「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保全令」が制定され不法な移出、売買は禁止されるが、小倉コレクションには古墳陵墓の発掘の遺物が多量にある。日本の国宝に指定された 8 点の内 7 点が任那地域の昌寧出土の遺物であり、1 つも「任那」出土である、31 点の重要美術品認定もほとんどが昌寧、善山、高靈出土品である。しかも 1921 年発掘の金冠塚出土品 8 個の金製品は、個人が所有できない発掘品であるのに、小倉は所蔵し、それらは日本重要美術品として認定されている。

日本に持ち出し日本重要美術品として日本国の認定を受けたことをみとめた総督府の文化財政策は正当であると言えるだろうか。このことは日韓会談時にも問題になった。しかし日本側は個人所有のものは強制できないとして、不法に持ち出したものは返還するという項目から除外している。

小倉の朝鮮からの引揚時に持ち出した不法性はしばしば追及されている。戦後の混乱期の、目撃談に小型船をチャーターし出国したといわれている。「家伝」にも 20 年 10 月 15 日「ついに」300 トンの小船に身を託したと書かれている、その時多くのものを積載して帰ってきたと思われる。

有光教一は、1953 年、1954 年の小倉コレクション調査時の小倉コレクションを調査しながら「戦後の混乱期（1945 年を指す）に、どうやって、これだけの収集品を日本に移送されたのであろうかと不思議に思った」とのべている。

「家蔵目録」、「小倉目録」は、分類の時代別と種別分類もかさなっている。

① 「家蔵目録」		② 「小倉目録」	
時代及び種類別	数量	時代及び種類別	数量
先史・楽浪郡時代前期	52	先史時代(楽浪以前)	64
楽浪郡時代	62	楽浪時代	65
高句麗時代	2	高句麗時代	33
百濟時代	15	百濟時代	26
任那時代	239	任那時代	253
古新羅時代	110	新羅時代	239
三国時代	26		
新羅一統時代	38		
高麗時代	119	高麗時代	138
李朝時代	35	李朝時代	149
仏像	45	仏像・仏画並経文	58
陶磁器	92		
絵画	50	絵画及書	91
中国出土品	11	日本之部	28
計	899	計	1134

時代区分は明らかに植民地史観に基づく。先史、楽浪、三国、任那、統一新羅、高麗、李朝となり、種別は仏像、陶磁器、絵画・書となっている。楽浪時代と任那がはいっていることであり、これらが考古作品の大半を占めている。ここで示されているのは、朝鮮半

島の停滞性と他律性を意味するものとして強調している。過去にも漢に従属し、かつては日本の支配を受けていたという朝鮮半島の従属性が強調されていることである。そのため考古学発掘は楽浪、任那に集中し朝鮮半島の北部と南部に集中した。そして文化的には高麗青磁にみられる発掘は高麗時代の王陵の盗掘、発掘に集中している、一説には植民地期の数十年間に 2 百数基の古墳が掘り返されたという。①の家蔵目録は細かい時代区分で特に任那の出土品が数量的に圧倒的である。同じ小倉収蔵品であるのに①と②では時代区分の収蔵数が異なるのはなぜか。しかも①には国宝と重要美術品が 1 点ずつしか記入されていない、国宝 8 点、重要美術品 31 点という実態を調査をした榎本はどう理解していたのだろうか。出土地の判定に後の「東博」関係者らは①がより古い記録なので信憑性があると考え出土地の判定に榎本説によると説明している。①、②、③の流れにおける目録の作成については、まだ解明できないことが多い。日韓会談のさなかの 1958 年(昭和 33)小倉は、これまでの小倉収蔵品を財団法人化する。その設立趣意書には、

「最初は学問的なことは分らないが出土品などをみて、日本と朝鮮との文化的、民族的関係は意外に古くかつ深いらしいという感じを抱き、その裏付けになりそうなものを、いわば気まぐれに集めだしたのが発端である。日本民族は本来の土着民に加えるに出雲を本拠とした北方所屬と、日向を基地とした南方種族との混成民族であることは、もはやまちがいのない事実とされる。小文化財団を作つてこれを永久法人となし、永久保存の道を講じたいと思うのである」

と書いている。

1981 年、財団法人小倉コレクション保存会は解散し、一括、「東博」に寄贈となった。

IV 東京国立博物館東洋館

東洋館リニューアル・オープン は 2013 年 1 月 2 日より始まった、アジア文化を網羅する充実のコレクションという名のもとでの、開幕である。ことに朝鮮半島関係は 5 階の 10 室が全て朝鮮の展示となり、「朝鮮の考古と美術」というテーマでの展示となった。実際には、〈表 2〉のごとく展示の 50% が小倉コレクションで占められている。東博の目録にも従来小倉コレクションは朝鮮半島由来の文化財の最大最高のコレクションと記述されてきた。しかし中国、東南アジア関係では高名なコレクションとして横河民輔コレクション、広田松繁コレクションを「偉大な収集家」の情熱としてコレクターを評価している。だが小倉コレクションについてはなんら触れられていない。

これだけのコレクションの経緯、コレクターの執念、動機、思想にふれていないのは、なぜか。

リニューアル・オープン以後、朝鮮室の展示内容は小倉コレクションを中心とした観がみられる。小倉コレクションの真髄をなす重要文化財 8 点がすでに一堂に展示紹介されている。国外への持出が禁止されている金冠塚の遺物も展示された。重要美術品も半分以上を展示しており、徐々に全 31 点が展示されることであろう。小倉コレクションの重要な遺物である、梁山夫

婦塚、昌寧出土の重文の全部、金冠塚といった遺物を眺めながら、はじめて目の当りにするこれらに、感動とともに、複雑な違和感を覚える「なぜここにある？」。

展示作品リストとその中の小倉コレクション数（並びに重文・重要美術品数）（注6）

<表 2>

	展示期間 (2013年1月2日～3月31日)			展示期間 (2013年4月2日～9月29日)		
	展示作品数中の 小倉コレクション数			展示作品数中の 小倉コレクション数		
			重文・重美術品数			重文・重美術品数
朝鮮の磨製石器と金属器	55件中	26件	3	59件中	27件	
朝鮮の王たちの興亡	48件中	36件	7 3	48件中	38件	8
朝鮮の陶器	67件中	22件	5	64件中	24件	
朝鮮の仏教美術	40件中	21件	7	40件中	21件	
朝鮮時代の美術	20件中	7件	1	31件中	12件	
計	230件中	112件	8 28	242件中	122件	8

V むすび

もう一つ、最近（2013年6月）戦前の小倉所蔵品目録に出会った。小倉コレクション結成以前、1941年（昭和16）の日本考古学会第46回総会の時行われた「小倉武之助所蔵品展観」の目録である。

表紙の裏には「第46回日本考古学会総会小倉武之助氏のご厚意によりその所蔵に係る朝鮮及び内地の出土品二百余点を選び展観に供することとせり。尚同家はその本郷区三組町別邸を会場として公開を諾され加之資を捐して目録印行の挙に出でられ氏は、本会の明記して甚深の謝意を表すものなり」としている。

湯島三組町の小倉武之助の会社東京出張所並びに別邸には碩大な倉庫が作られ、機会あるごとに朝鮮から骨董品を運んで「上野の国立博物館に持参して係り係

りの審査を乞うて貴重品が国宝、重要美術品に指定された」という。写真10枚を添え、実質27ページの刷版冊子である（注7）。

時代別に

朝鮮石器時代及び金石併用時代遺物	6件 (重要美術品3件)
楽浪時代遺物	27件 (国宝1件、重要美術品1件)
古新羅時代遺物	38件 (重要美術品7件)
任那時代遺物	94件 (国宝6件、重要美術品9件)
百濟時代遺物	1件
新羅統一時代	24件 (重要美術品5件)
高麗時代遺物	13件
内地出土遺物	16件 (重要美術品3件)
計	219件

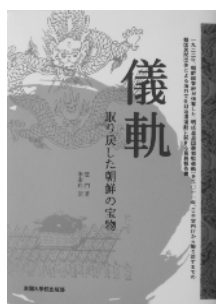
国宝7件、重要美術品28件が含まれている。

しかも国宝7件、重要美術品28件は東京にずっと置かれていたのであろうか。日本考古学会の総会での特別展観であり、朝鮮関係203件、日本の遺物が16件という所蔵品の一部に係る展示ではあるが、小倉所蔵品の精髓をあつめている。おそらく、東京で保存していたものであると思われる。では、戦後の帰国時に持ち込んだであろうと思われるものが、どれほどなのか、は推測すらできない。

依然と未公開の事実があり、小倉コレクションの解明には、ほど遠いと言わざるを得ない。まだまだ小倉コレクションの全貌へ近接する一步に過ぎない。

（イ・ソリョン 高麗博物館理事）

- 注1. 東京国立博物館『寄贈小倉コレクション目録』6ページ、1982
 注2. 慶州国立博物館所蔵「小倉武之助収集文化財リスト」より、142点と記載されている。
 注3. 『国立博物館ニュース』昭和33年5月1日、「博物館人さまざま」
 注4. 『国立博物館ニュース』昭和57年3月1日、有光教一「小倉武之助を偲ぶ」
 注5. 『小倉コレクション目録』小倉武之助「古代の日鮮関係」1～12ページ。
 注6. 東京国立博物館展示アジアギャラリー（東洋館作品リスト）2013年1月並びに4月より作成
 注7. 日本考古学会『小倉武之助所蔵品展観目録』昭和16年5月4日「第46回総会」



『儀軌—取り戻した朝鮮の宝物』 慧門<イ・ソリョン>・「朝鮮王室儀軌還収委員会」事務総長>著 李素玲訳、東国大学校出版部刊 1,800円（送料160円）

1922年、朝鮮総督府が強奪した「明成皇后国葬都監儀軌」を2011年、日本宮内庁から取り戻すまでの韓国民間団体による海外文化財返還運動に関する最終報告書。“真実は常に想像も出来ないような力を発揮する。魂を込めた卵が岩をも砕く”と返還運動の先頭に立ってきた著者が振り返る返還運動の経過と背景とその思想。今後の課題についても深く考察、問題を提起。

●会員は送料無料。下記にお申し込み下さい。同封の郵便振替用紙で、本到着後に郵便局からお振込みください。

⇒ Fax03-3237-0287 ☎03-3237-0217 E-mail: kcultural_property@yahoo.co.jp

〒102-0074 千代田区九段南 2-2-7-601 韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議

らで精査するしかありませんでした。

382のファイル、約1万頁の全部の頁をチェックして、変更のあったものだけを選び出した結果、3分の1は何の変更もないものでした。また3分の1は既に1月29日付で開示して来た物が含まれていて、新規に開示された文書は3分の1に過ぎません。また変更があったものの中には2011年8月29日で開示されていて、3次訴訟の判決文に印刷されていた物すら、多く含まれています。4日の夜にファイルが揃ってから8日の記者会見まで、精査に費やす期間は中三日しかありませんでした。

前回の開示で公開されたのは、個人請求権問題と竹島(独島)問題が主で、文化財関係だけが本当にガードが堅く、控訴審もほとんど文化財問題だけが争点になりそうな勢いです。

ただ今回の開示の特徴はそれでも河合文庫等一部を除き、文化財関係の目録を大量に出して来たのが大きな特徴です。

完全不開示で何頁あるのかも不明だった「宮内庁書陵部所蔵目録」は全20頁が公開されましたが、稀少本とされる評価を示す「○△□◎」等の部分は全頁にわたって墨塗りされています。

また日本側の文書番号1119「宮内庁図書寮のマイクロポジ目録」が開示されたのですが、複写の具合が悪くまったく何も見えません。不開示の時の墨塗りの表紙の方がまだマシというのでは、論外です。こんなものにお金等払えません。

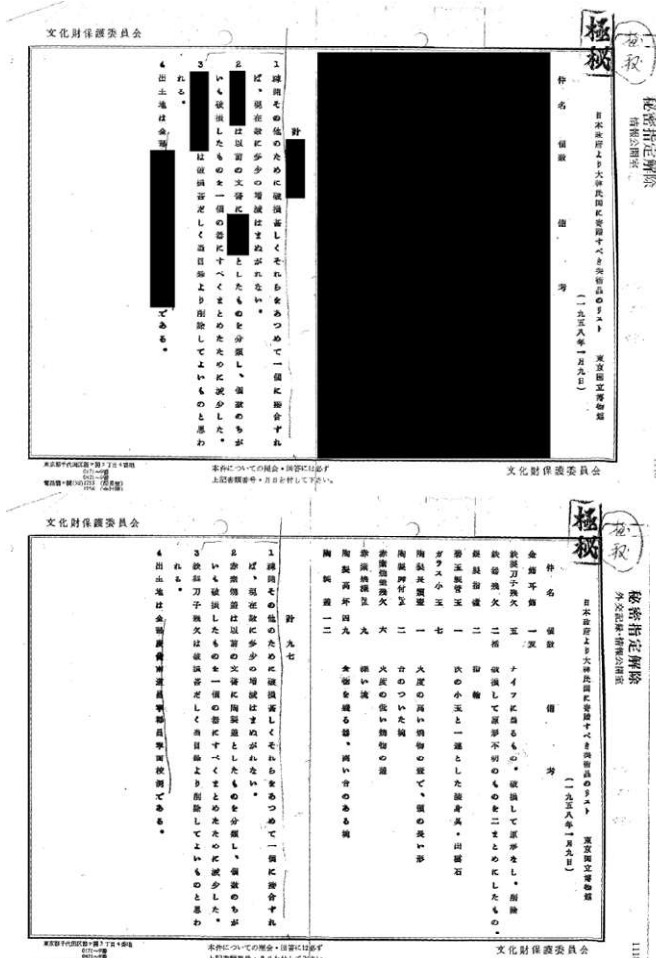
文書番号586のお茶の水図書館にある「成實堂文庫」の文書は、あちこちで「徳富蘇峯が誰に譲渡したのか」墨塗りになっています。それなのに最後の頁では、「主婦之友社長石川武美氏に譲渡」と露出しています。これはアルバイトのミス責めることより、このように公共施設で堂々と公開されているものを、個人情報と勘違いして墨塗りさせている外務省の感覚の方がどうかしています。

そして今回の開示からも外され、控訴審で徹底的に争う姿勢の完全全不開示、文書番号385「河合文庫中官府記録目録は、今回開示された文書番号380「韓国国宝古書籍目録(第二次分)」では61頁も公開されています。また韓国成均館大学の千恵鳳(チョン・ヘボン)名誉教授が京都大学図書館を訪れ、『河合文庫韓国典籍』という詳しい論文を1993年に発表しています。富山大学の藤本幸夫名誉教授も2002年、『朝鮮の印刷文化』という論文の中で河合文庫に触れています。文書番号598の韓国の雑誌記事の訳には、「1909年河合が憲兵を立て、江華島鼎足山史庫の扉を斧で打ち破って典籍を強奪して行ったのか」、当時の京畿警察の報告書等を添えた詳しい説明があります。

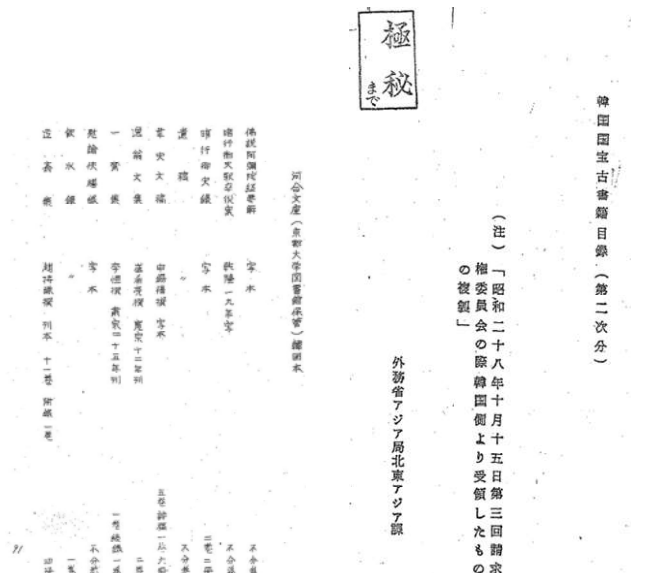
もっと決定的なのは私たちが直接、京都大学図書館に河合文庫の開示状況を問い合わせたところ、「一般に公開されている」というのです。早速、私たちは「京都に出かけて、直接河合文庫に触れてみる」計画を立てることになりました。次はその詳しい報告をしたいと思います。

(仁・ヤス 日韓会談文書・全面公開を求める会 事務局次長)

* 日韓会談文書・全面公開を求める会WEBもご参照下さい。
<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>



2013年3月29日開示された国立博物館のリスト(上は前のもの)



2013年3月29日開示された「河合文庫韓国本目録」

アメリカの文化財返還—最近の動向から

森本 和男

近年、アメリカの有名な博物館から古美術品や考古遺物が原産国に返還されて、話題となっている。盗難や乱掘で獲得された文化財が市場に出回り、それを購入して展示した博物館が批判にさらされて、返還を余儀なくされるというケースがしばしば見受けられる。そしてその度に文化財取得の倫理、文化財の所有権、原産国移送の正当性などが争点となっている。

相つぐ返還要求

昨年1年間で、アメリカで注目された事例を見てみよう。

まずイタリアに関しては、楽器を弾く婦人彫像2体、白い動物が描かれた大きな水瓶などを前年12月にイタリアへ返還したと、2012年3月にプリンストン大学美術館が発表した。4月にはアメリカ国土安全保障省の入国税関管理局が、違法に移入された2,000年前の壺、ローマの彫刻、ルネサンス期の絵画、13世紀の楽譜をイタリアに返還すると声明した。5月にはイタリアの裁判所が、1976年に400万ドルでゲッティ美術館が購入したブロンズ像（勝利したアスリート）を、イタリアから違法に輸出されたものと認め、差し押さえ命令を支持した。6月には入国税関管理局の捜査で、トレド美術館所蔵のエトルリアの有名な水差し壺が、イタリアで不法に発掘されて国外に密輸されたものと判明し、トレド美術館は返還に同意した。

つぎにトルコを見てみると、3月にメトロポリタン美術館のノーベルト・シンメル(Norbert Schimmel)コレクションにある古代遺物18件の返還を要求し、その後夏に裁判に提訴した。5月にはクリーブランド美術館にある代表的作品マルクス・アウレウス像などが略奪されたのではないかと、トルコは調査を求めた。9月にはペンシルバニア大学博物館が、トロイ型の金製宝飾品がトルコ北西部から略奪されたものらしいと判断して、24個を無期限でトルコに貸与することにした。それを受けてトルコ政府は、ミダース王の玉座など貴重なゴルディオンの文化財を、ペンシルバニア大学考古人類学博物館に貸し出すことを公約し、またトルコ領内でのペンシルバニア大学研究者による発掘支援も約束した。12月にはダラス美術館が、遺跡から略奪されたと推測される岩に座って竖琴を弾くオルフェウスの陶製モザイク画を、トルコに返還した。

トルコは3月初頭から、略奪されたとされる文化財が返還されるまで、大英博物館、ヴィクトリア・アルバート美術館、メトロポリタン美術館などへの文化財貸出を禁止すると、強硬な姿勢をしめした。またトルコでの発掘調査の許可にも文化財返還を絡めている。ドイツ考古隊に調査停止の圧力をかけ、1917年に持ち出されたヒッタイトのスフィンクスを、2010年にドイツから返還させるのに成功した。ペンシルバニア大学がトロイ型の金製宝飾品を返還し、その見返りとして発掘支援を受けられることになったのは、文化財返還に関するトルコ政府の一つの戦術と見てよからう。

トルコは、積年の願望である EU 加盟に足踏みをし

つつも、NATO 加盟国として「アラブの春」そしてシリア内戦をへて、国際社会で存在感を増している。歴史的にはヨーロッパとアラブ世界とを結ぶ中継地点として、さまざまな文化・文明が交差して、古来文化財が豊富にある。文化財の流出や略奪は帝国主義の時代から続いているが、現在でも深刻な課題となっている。近年の政治経済的發展を背景に、とくに欧米の大博物館に対して強気に構えて返還を要求するようになった。

おもにイタリアとトルコが文化財の返還を要求しているが、それ以外にカンボジアとナイジェリアが返還を要求した。カンボジアから略奪されたと見られる石造戦士像が、2011年3月にニューヨーク・サザビーでオークション寸前で差し止められた。カンボジアはアメリカ政府に支援を要請。現在裁判でサザビー側は合法性を、両国政府側は略奪を主張して係争中である。さらに6月には、メトロポリタン美術館東南アジアギャラリーにある10世紀の2体の石像が略奪されたものと、カンボジアは主張した。この2体の石像は、2013年6月11日に美術館からカンボジアへ自主的に返還された。

サザビーのオークションに出た戦士像やメトロポリタン美術館の石像は、カンボジアの内乱、虐殺、諸外国による侵略という不幸な騒乱状態の下で、略奪・盗難を受け、流出したものだった。このような「血の文化財(blood antiquities)」を販売、購入、展示することは遺憾というだけでなく、実際には犯罪であると CNN は報道している。



差し止められたカンボジア産彫像

ナイジェリアからの返還要求は、有名なベニン略奪品に対してだった。1897年にイギリス軍はアフリカのベニン王国（現ナイジェリア領内）を「懲罰遠征」した。その際、多数の文化財が略奪され、欧米へと流出した。その一部をロバート・オーウェン・リーマン（リーマン・ブラザーズ創立者の曾孫）が1950～70年代に収集、2012年6月にボストン美術館に寄贈した。この寄贈はアフリカに波紋を起し、ナイジェリアの政府機関は略奪品と言明して、返還を要求。文化問題に関心をよせるアフリカの人権団体も、ボストン美術館の対応を追及した。

ベニン略奪品は帝国主義時代の戦利品である。現在判明しているだけでも、ベルリンの民族博物館580点、ボストン美術館28点、シカゴの美術研究所20点、シカゴの野外博物館400点、ケルンのラウテンスツラウヒ-ヨセスト博物館73点、グラスゴウの宗教生活博物館22点、ハンブルグの民族芸術博物館196点、ドレスデンの国立民族博物館182点、ライプツィヒの民族博物館87点、ライデンの民族博物館98点、ロンドンの

大英博物館 900 点、ニューヨークのメトロポリタン博物館 163 点、オックスフォードのピッツ・リバー博物館 327 点、シュトゥットガルトの民族博物館 80 点、ウィーンの民族博物館 167 点などがある。

さまざまな展覧会目録に列記されているが、博物館側は所有するベニンの点数の公表を拒み、また十分なスペースがないという理由で常設的な展示をしていない。ベニンの文化財はアフリカ美術の至極といわれ、コレクターたちの間では垂涎の的となっている。しかしながら原産国のアフリカ人たちにとっては、痛恨の悲涙そのものであろう。

厳格となった博物館の取得基準

近年、アメリカで文化財の返還要求が頻々として起きているのは、おもに有名な博物館で取得経路のはっきりしない物件に関して、遺跡から乱掘・盗掘された略奪品ではないかと監視の目が強まったからだ。というのは、アメリカ美術館長協会 (AAMD、Association of Art Museum Directors) が、考古遺物や古代美術品の取得に対してより厳格な新しい基準 (Report of the AAMD Task Force on the Acquisition of Archaeological Materials and Ancient Art) (revised 2008)) を、2008 年 6 月 3 日に公表して博物館の倫理規程を高めたためである。

それによると、アメリカ美術館長協会の博物館は、考古遺物や古代美術品の取得に際して、所有履歴を徹底的に調査しなければならない。取得に関して、より厳格な基準が適用される時期を 1970 年のユネスコの文化財不法輸出入禁止条約からとする。メンバーの博物館は、調査によって、その国の外で 1970 年以前に見つかった、あるいは見つかった国より 1970 年以後に合法的に輸出されたことが立証されなければ、取得してはいけない。博物館は取得を速やかに公表すべきである。継続調査で、もしも第三者の所有権を確定する情報を得たならば、その情報を伝え、裁判で確認されれば、過去に行なったように返還を開始しなければならないとしている。

すなわち博物館が文化財の寄贈を受けたり購入する際に、対象物件の精密な所有履歴の調査と公開が必至となり、少しでもグレーな部分があれば、倫理の観点から取得不可能となったのである。主だった博物館のホームページには、出所調査 (Provenance Research) のページが設けられている。こうした取得厳格化の影響を受けてであろうか、オークション会社の出品カタログでも所有の前歴、掲載された展覧会目録などが細かく注記されている。

もちろん、すべての美しい文化財の所有履歴がはっきりしているわけではない。逆に履歴の判明しないものの方が、むしろ多いかもしれない。アメリカには多数のコレクターがいて、丹精こめて作り上げたコレクションを博物館に寄贈する人も多い。けれども昨今の取得厳格化で博物館側から寄贈を拒否される事例が増えてきた。またオークション会社も、履歴の判明しない物件の取り扱いをためらうようになった。出所不明のギリシャ・ローマ関係の個人コレクションは、アメリカに約 70,000~110,000 点あると報告され、これらは寄贈も売買も困難となって、いわば行き場を失う文化財ともいえるだろう。

アメリカ政府による文化財返還

アメリカ政府は文化財の違法な移出入、つまり密輸を厳しく取り締まっている。世界の富が集中するアメリカでは金銀財宝の密輸が絶えないが、その中に高価な文化財もふくまれている。ギリシャ・ローマの古美術品をはじめ、さまざまな絵画・芸術品は骨董価値だけでなく、資産価値としても大富豪たちの嗜好を満足させている。富豪以外にもアメリカの著名な博物館・美術館は、名声を高めるためにも人目を引く希有な文化財の入手に精力をそそいでいる。世界一豊かなアメリカには、世界中から文化財の集まる有象無象の欲望が渦巻いているのである。

文化財密輸をとりあつかっている政府機関は、国土安全保障省 (DHS: Department of Homeland Security) の入国税関管理局 (ICE: Immigration and Customs Enforcement) である。そして密輸の犯罪捜査を行なっているのが、同局の国土安全保障調査 (HSI: Homeland Security Investigations) である。

国土安全保障省とは、2001 年の同時多発テロ事件を契機にテロ攻撃や災害から国土を守る目的で設置され、現在 24 万人の職員を擁する巨大官庁となっている。そのなかで入国税関管理局は人と物の出入りをチェックする機関で、違法移民の取り締まりなどで有名である。国土安全保障調査は、移民犯罪、人権侵害、人身売買、薬物密輸、武器密輸、金融犯罪、ネット犯罪、輸出規則遵守などを捜索している入国税関管理局の中核組織である。

さて、アメリカの入国税関管理局が昨年一年間で発表した文化財関係のプレス・リリースを見ると (表参照)、文化財に関連する犯罪捜査を実施して、押収した違法文化財を原産国へ戻した経緯がうかがえる。ホロコーストや第二次世界大戦で奪取された美術品の返還、盗掘品や略奪品の返還、出所不明な盗難文化財の発見、巨大な恐竜化石の押収捜査など、文化財犯罪のさまざまな事例が載せられている。記者発表された事例は捜査で決着のついた事件だけである。未解決あるいはグレーのままとなった案件をあわせると、文化財に関する犯罪や紛争の実数はもっと多いと予測される。

日本では、朝鮮王室儀軌が宮内庁から韓国へ「引き渡」されてから文化財の返還問題が注目をあびるようになった。日本政府が国有財産の文化財を韓国政府へ返還したのである。政府だけでなく日本の公私の博物館も、朝鮮や中国などから将来した文化財を数多く所蔵している。今後も国外由来の文化財は増加するだろう。アメリカの博物館で規程されているような厳正な倫理が、もしも日本の博物館でも課されたならば、日本でも返還問題が顕在化するかもしれない。

また日本のイミグレーション・コントロール、つまり外国人の不法入国や、空港などでの麻薬摘発はしばしば報道されるのだが、違法な文化財の摘発については聞いたことがない。おそらく日本でも文化財の闇市場が発達しているはずなので、もしもアメリカのように強力な刑事捜査が実行されれば、密輸や略奪の実態、そして返還にまつわる犯罪ストーリーがもっと公然となるだろう。

(千葉県教育振興財団研究員・連絡会議世話人)

＜表：最近の米国の文化財返還をめぐる動き＞

2012/1/25	ICE は 1981 年にフランスの博物館から盗まれた美術品を返還
2012/2/24	ICE と CBP は違法に輸出された文化財をグアテマラに返還
2012/4/11	文化財捜索は世界をめぐる
2012/4/18	アメリカ政府はホロコーストで取得された芸術作品を返還
2012/4/19	骨董商がエジプトの文化財を密輸した罪を認める
2012/4/26	ICE は盗難、略奪された美術品と古文化財をイタリアに返還
2012/6/18	イタリアへ文化財返還の合意が成立
2012/6/22	HSI はモンゴルで略奪されたティラノサウルスを押収
2012/7/12	ICE は盗難、略奪された美術品と古文化財をペルーに返還
2012/7/23	HSI は第二次世界大戦中に盗まれた絵画をドイツに返還
2012/7/26	HSI は盗難、略奪された古文化財をナイジェリアに返還
2012/7/26	HSI は盗まれた彫像をニューヨークの倉庫で押収
2012/10/17	HSI は恐竜化石を違法に輸入したフロリダの男を逮捕
2012/10/24	HSI はマンハッタン美術商が関与して盗まれた彫像を、さらに押収
2012/10/25	ICE は盗難、略奪された考古美術品と古文化財をメキシコに返還
2012/12/5	HSI は、スプッシュ・カプアに関連すると思われる 500 万ドルに相当する彫像を押収
2012/12/7	HSI ヒューストンの特別エージェントは盗まれた 16 世紀のタペストリーを押収
2012/12/20	ICE はイラクで古文化財取引を阻止する訓練会議を指導
2012/12/21	サダム・フセインの家族のものとされる盗まれた武器を売ろうと共謀した4人を逮捕
2012/12/28	フロリダの男は恐竜化石を密輸した罪を認める

ICE: Immigration and Customs Enforcement、入国税関管理局

HSI: Homeland Security Investigations、国土安全保障調査

2012 年のアメリカの入国税関管理局による捜査と文化財の返還

(文化財、美術品、古文化財の捜索：ニュース・リリースから)

<http://www.ice.gov/news/releases/index.htm?top25=no&year=all&month=all&state=all&topic=04>

【短信】2013. 2. 18. 聯合ニュース

高陽市、日帝時に搬出された文化財の還収を日本に協力要請

(高陽(コヤン)＝ウ・ヨンシク記者)＝京畿道高陽市が、日帝の時に搬出された文化財「碧蹄館六角亭(ピョクジェグアン・ユッカクジョン)」の還収のために、日本の山口県岩国市に協力を要請した。

市はチョ・ビョンソク副市長を団長にした訪問団が、18 日午前に岩国市庁を訪問し、碧蹄館六角亭の還収のために、協力を要請するという内容が込められた、チェ・ソン高陽市長の手紙を伝達したと発表した。

訪問団はこの日の午前、岩国市の紅葉谷公園を訪ね、六角亭の保存状態を確認した。

六角亭は、朝鮮時代に中国使臣が行き来して泊まった、高陽市徳陽区(トギャング)高揚洞事務所の付近の、碧蹄館地(史跡 144 号)の唯一の現存文化財だ。

六角亭は、日帝の時の 1918 年に、朝鮮総督府の 2 代総督の長谷川好道によって搬出され、現在岩国市の紅葉谷公園にある。

六角亭の正確な制作年代に対する考証はないが、当代の優れた建築物の中の一つとして評価されている。

市は高陽 600 年記念事業の一つとして、市民の署名運動を繰り広げるなど、六角亭還収を推進している。

市は文化遺産である六角亭の還収のために、汎市民委員会を構成し、学術用役を通じて歴史文献資料を確保するための、基礎調査をする方針だ。

待望の資料集の日本語訳がようやく完成！**『日帝期文化財被害資料』日本語版** <限定 200 部・残部僅少>

フアン スヨン

黄 壽永 編

イーヤンス

イーソリョン

李 洋秀・李 素 玲 共訳・補編

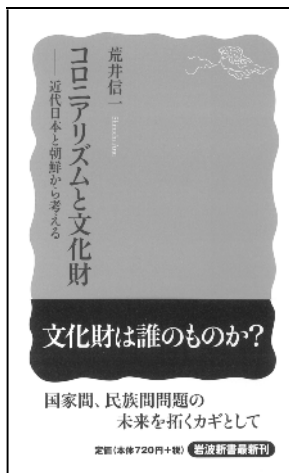
(元韓国国立中央博物館館長・東國大学校総長)

「1959-1964 年の日韓会談文化財返還交渉で代表委員を務め、日本に返還を強く主張した韓国美術史研究の第一人者が地をほうよな収集活動と 20 年の歳月をついやして完成させた貴重な資料集」<李龜烈著『失われた朝鮮文化』(新泉社刊)南永昌解説から>。1973 年にガリ版刷りで 200 部だけ限定発行された貴重な資料集を完全復刻、日本語に翻訳。21 世紀に遺された文化財返還の課題を網羅した研究者必読の書がようやく読めるようになりました。引用された資料も検証、追補しました。(B5 版・縦書・163 頁) ●限定非売品ですが、送料込・カンパ一口 1,000 円で希望者にお頒けしています。下記にお申し込み下さい。⇒Fax03-3237-0287 ☎03-3237-0217 E-mail: kcultural_property@yahoo.co.jp

〒102-0074 千代田区九段南 2-2-7-601 韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議

本の紹介・会員の仕事など

荒井 信一著 『コロニアリズムと文化財
—近代日本と朝鮮から考える』
■岩波新書(1376)・720 円＋税



連絡会議代表の荒井信一
茨城大学名誉教授が著した
文化財返還問題に関する概
説書。

1875 年江華島に始まる近代日本の文化財略奪の歴史、帝国化・植民地支配の中での文化政策、学者らの果たした役割などを前半でたどる。後半は、「文化財は誰に属するのか？」を主題に「戦争の後始末」から「コロニアリズムの清算」の世界的な潮流を紹介し、文化財返還

問題の今後を考える良書である。

すでに日経・毎日(2012. 8. 12.)、朝日(同 8. 19.)などの書評欄でも取り上げられて、高い評価を得ている。日経・書評者の藤原貞朗氏(美術史家)は、「植民地主義時代の考古学や歴史編纂が招いた文化財問題は専門家には知られていたが、まとまった形で一般書に書かれることはなかった。高度に政治的な問題であり、古い時代を研究する考古学者や美術史家には取扱いが難しい問題だからだ。一般読者がこの歴史的事実を知ることができる本書は貴重である」と称えている。

連絡会議では、昨年 10 月に荒井先生に記念講演をお願いし、執筆に至るご自身の体験や問題意識を詳しく話していただいた。参加された康成銀(カン・ソンウ)朝鮮大学校教授からも文化財問題を整理・網羅した労作に賛辞が贈られた。ぜひ広く活用していただきたい書である。(2012. 7. 20. 刊)

姜健栄著 『李朝陶磁と陶工たち』
■朱鳥社発行・星雲社発売・1905 円＋税



著者の姜健栄(カン・ゴンヨン)氏は、東北大学医学部を卒業された内科医で、現在大阪・大同クリニック理事長。米国でも研究・治療された。診療と医療の研究活動の傍ら、朝鮮文化への造詣が深く、「朝鮮梵鐘」「高麗仏画」「近代朝鮮の絵画」についての著書を上梓しておられる。精力的な活動・研究に敬意を表したい。

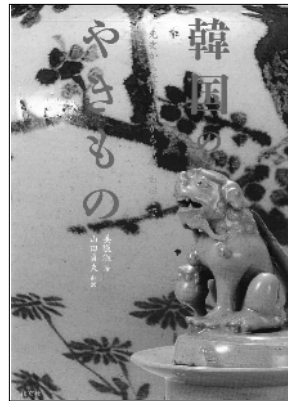
本書は、1952 年の「文禄・慶長の役」で朝鮮半島南部から九州・中国地方に連行され、400 年にわたって、李朝陶磁を日本に伝え、守ってきた陶工たちの足跡を各地を訪ね、その歴史と作品を紹介した書である。

有田焼の陶祖・李参平の足跡を佐賀と韓国・忠清南道公州郡を訪ねるところから始まり、山口県萩市に萩焼

の祖・李勾光・敬兄弟(のち、「坂高麗左衛門」を名乗る)を訪ね、さらに長崎・福岡に有名、無名の李朝時代の陶工をたどって歩いた行文が前半。後半は、各地の美術館・博物館にある高麗茶碗・李朝白磁などの名品をまとめて紹介している。

昨年 5 月に連絡会議の公開勉強会で日本にある朝鮮鐘などについて講演していただいたが、今度はぜひ李朝陶磁の話聞かせていただく機会を設けていただきたい。(2012. 12. 19. 刊)

姜敬淑著・山田貞夫訳 『韓国のやきもの
—先史から近代、土器から青磁・白磁まで』
■淡交社刊・2400 円＋税



こちらは朝鮮陶磁の通史。先史時代、三国時代、統一新羅時代の土器、高麗時代、朝鮮時代の陶磁器の歴史と技法を分かりやすく紹介している。

韓国国際交流財団が韓国文化紹介のため刊行したシリーズの 1 冊で、著者の姜敬淑(カン・ギョンスク)氏は国立忠北大学考古美術史学科教授、同大博物館長、国立博物館設立委員などを務めた朝鮮陶磁器の専門家。

企画・監修を東京の高麗博物館が行い、翻訳は山田貞夫同館理事長。山田氏は、60 歳から 3 年間国立忠北大学大学院に学び、同大教授の著者に指導を受けたことへの感謝の気持ちを込めて翻訳を進めたという。文化財をめぐる知見の交流や一般向けの出版がすこずつ進んできていることを実感する。

(2010. 11. 3. 初版、2011. 12. 30. 再版)

大阪・正祐寺高麗鐘、蔚山での展示終えて帰還

2013 年 6 月 10 日、大阪の正祐寺高麗鐘(元国宝)が韓国蔚山博物館での 1 年間(2012. 5. 28. ～2013. 5. 30.) におよぶ展示会を終え、無事大阪の寺に戻ってきた。1019 年製造年から約千年の時を経て、故郷の蔚山に帰り、多くの市民、中でも仏教会の人々に観賞されたのである。

正祐寺の元の場所に鐘が安置されると、蔚山博物館長のご希望により、一同は幸運にも大野光輝住職の案内で、正祐寺内の仏殿など広い寺院内施設を見学することができた。大野住職曰く、「この鐘は運が良かったですね。蔚山博物館での展示写真を見ると、ことのほか鐘の姿がより奇麗です」と。

蔚山では、今年 4 月 27 日蔚山博物館セミナー室で『日本の中の高麗鐘と臨江寺鐘』という題で、蔚山博物館特別講座が開催された。「蔚山よりきた梵鐘と椿」(姜健栄)、「日本にある高麗時代の鐘」(崔応天東国大学校美術史学科教授)が講演を行った(約 70 名の一般市民が参加)。

6 月 10 日、金右臨蔚山博物館長ほか学芸員 2 人と大阪の文化人 2 人、計 8 人で、梵鐘返還記念の夕食祝賀会を開き、ハングルと日本語で意見を交わしながら、楽しいひと時を過ごすことができた。そのとき、金右臨館長は、「この度の展示会が好評でしたので、数年してから、またこの梵鐘を蔚山へお借りすることも考えております」と語っていた。(2013. 6. 15. 姜健栄)

韓国訪問報告 利川・五重石塔返還収行事に参加、韓国側関係者と交流・意見交換

森本 和男

5月12日から14日まで2泊3日で韓国を訪問した。今回の訪問したのは、連絡会議世話人の李素玲、李洋秀と有光健、私の4人で、目的は利川（イチョン）で行なわれる塔回り祭（タプトリ）の参加と、韓国国会議員や文化財関係者との交流・意見交換であった。利川五重石塔返還委員会から塔回り祭参加のお誘いを受けて、地元の人たちの石塔への思いを体験することになった。また最近日韓両国の間で懸案となった対馬の仏像返却問題に関して、連絡会議の見解を韓国側の文化財関係者や議員に伝えるとともに、韓国各地で進展している返還運動の関係者らと意見・情報交換するためだった。

一行は、14日の昼にソウルに着き、利川五重石塔返還委員会の竹谷直子さんの出迎えを受けて利川へと向かった。

京畿（キョンギ）道利川市は、ソウルの東南約50kmに位置し、ソウルから車で約1時間の距離である。利川市の面積は461.2k㎡で滋賀県大津市ほどの広さで、人口は約20万人。温泉と陶磁器の産地として有名で、市街のあちこちで陶磁器の看板が目についた。陶芸を中心にユネスコ創意都市として文化発展に力を入れ、日本の信楽町（現在甲賀市）、瀬戸市、中国の景德镇市、無錫市とも姉妹都市関係にある。またおいしい米が穫れることも自慢の一つとなっている。

夕方に利川のレストランに到着し、ここで李洋秀さんが合流して、利川文化院長の趙明鎬氏から歓迎の挨拶を受けた。夕食を終えて祭りの会場に向かった。祭りは前半の燃灯祝祭（利川市仏教協会主催）と後半の塔回り文化祭（五重石塔返還委員会）に分かれていて、2ヶ所で会場が設定されていた。燃灯祝祭は釈迦誕生祭のことで、公設運動場で行なわれ、参加者はそのまま提灯行列で市中を練り歩いてから、雪峰公園で塔回り祭を行なう段取りだった。

日本で釈迦誕生祭というと4月だが、韓国では旧暦で催されるため、5月なのである。寺院の境内には色とりどりの提灯がびっしりと並べられ、まるでカラフルな屋根に覆われたかのような感じがする。また青森ねぶた祭で作られるような、中に灯りの点いたさまざまな形を模した大きな張りぼて像が多数林立して、韓国の風物詩となっている。塔回りは、お釈迦様を賛嘆しながら塔を回る風習で、利川に限らず、各地で行なわれているようだ。



市内の運動場で開かれた釈迦誕生祭

会場の公設運動場に着くと地元選出の柳勝優国会議員、趙炳敦市長から挨拶を受けた。ちなみに文化院

長、地元国会議員、市長の三人は同級生で、ともにセマウル運動を地域で主導し、政治の世界に入ったそうで、石塔返還運動もタッグを組んで熱心に取り組んでいる様子だった。すでに催事は進行していて音楽演奏、伝統音楽など楽しい演目が続いた。夜7時半に提灯行列が出発し、私たちも一緒に200mほど歩いてから、車に乗って後半の会場である雪峰公園に向かった。

雪峰公園は、市の北西にそびえる雪峰山の麓一帯に大きく広がる公園で、美術館、世界陶磁センター、市立博物館、彫刻公園が設けられ、また手前には農業用溜め池を改修した雪峰湖がある。湖畔周囲に遊歩道がまわり、提灯がめぐらされていた。ちょうど紅白さまざまな花も咲き乱れていて、まるで日本の夜桜のような美しい光景だった。



石塔のモニュメントに拝礼する仏教者ら

会場には張りぼての巨大な石塔のモニュメントが立てられ、その前でパンソリや民族音楽、舞踊などが演じられ、さまざまな作品の授賞式も行なわれた。夜もふけて9時をすぎると寒くなり、終了近くの10時頃になってから塔を回った。

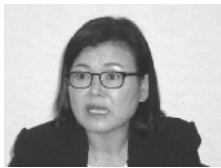
翌日は朝早くホテルを出発して、雪峰山にある山寺、映月庵で朝食を摂った。もちろん精進料理である。寺の管長さんが、祭りに参加した市長や国会議員などの来賓を招待し、女性信徒さんたちが食事を準備したそうである。山の境内には岩に刻まれた高麗時代の大きな磨崖如来立像があり、韓国の国宝に指定されている。像の前に立つと東側に朝日が輝いていた。夜になると西側に月が現れて絶景の場所だそうだ。

食事後に山を下り、市立博物館へ行った。市立博物館は昌慶宮を模して回廊が四周する造りとなっているのだが、大倉集古館から石塔が返還されたら、この中に設置する予定だという。9時半頃、利川を後にしてソウルへと向かった。

ソウルではまず、韓国文化財庁の外郭団体である国外所在文化財財団を訪ねた。調査研究室長の鄭桂玉氏が出迎えてくれた。この財団は昨年9月に設立され、12月20日から業務を開始したという。国外の文化財を調査して、返還を進めるのが組織の目的であるが、まだできたばかりで、具体的方針などは固まっていない印象を受けた。

懸案の対馬の仏像問題についてたずねると、早く日本に返すように文化財庁には伝えたという返答だった。韓国では仏教界の発言力が強く、また市民の間でも返還反対の声がある。国の方針としては返却したいところなのだが、その表明も困難だと困惑気味に語っ

た。韓国側当局も対馬の仏像問題を持て余している様子がうかがえた。文化財財団の人たちと昼食をともにした後、国会議員会館へと向かった。



財団鄭桂玉調査研究室長 韓日議連社会文化委員長・崔宰誠議員と

議員会館で3人の議員にお会いした。お会いしたのは李鍾杰、崔宰誠、李庸燮議員で、全員民主党所属だった。李鍾杰氏と崔宰誠氏は、国会に委員会を設置して議論したいと文化財問題に関心を示し、韓国内での横の連絡の必要性にも理解をみせた。それぞれ30分程度の面談だったが、それなりの成果は得られたと思う。通訳も兼ねて玄大松国民大学校教授に同行していただいた。

議員会館を出て、韓日議員連盟の事務所を訪問し、朴正浩事務総長にお会した。朴氏は日本に長く滞在していた元外交官で、東京の韓国文化院長を勤めた経験もお持ちだった。朴氏は、「最近意識が低下している。返還運動は民間同士で行ない、議員や政府がバックアップする形がよいのではないか。韓国側にも連絡会議のような組織が必要だろう。以前小倉コレクション返還に熱心だった在日の人がいる。国会では文化ではなく、歴史が問題視されている」と述べた。もっとじっくり朴氏の意見も聞きたかったのだが、時間が押していたので次に向かった。

約束時間にすこし遅れて東北アジア歴史財団に着き、金学俊理事長と短時間会談した。その後強制動員被害真相糾明&支援委員会を訪ね、調査部門の専門家たちと情報・意見交換した。

最後に、ソウル中心街の鍾路街にある鍾路(チョンノ)六矣廬(ハギジヨ)博物館を訪ねた。館長の黄平雨氏は文化財保存と返還を熱心に取り組んでいる方で、2年前の晋州鐘シンポジウム(*本誌1号参照)でお会いしている。繁華街のビル地階に造られた博物館には、遺跡がそのまま保存されていて、透明な床の強化ガラス越しに発掘現場の様子がうかがえるユニークな展示となっていた。彼はビル建設中に、遺跡保存と博物館設置を所有者に説得した熱血漢である。(*鍾路六矣廬博物館のことは4月15日付朝日新聞夕刊でも紹介された。)



黄平雨鍾路六矣廬博物館館長



現場発掘当時の写真

■連絡会議の会員を募集しています■

文化財の専門家や研究者だけでなく、市民がまわりの文化財を調査し、文化財をとらえて歴史を学び、考える新しい市民運動です。会費は年会費(個人)3,000円、(団体)5,000円、(賛助会費)10,000円。規約や申込書はWEBで入手できます。会費は、郵便振替00140-9-607811韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議あてお送り下さい。



鍾路六矣廬博物館を見学する慧門師と李素玲さん

夜は、黄氏らに慧門スニム、李信澈成均館大学教授らにも加わっていただき、率直な意見交換と交流を行った。

駆け足の訪問だったが、多くの関係者と交流・意見交換できた。次回はぜひまた共同でシンポジウムを開催したいと語り合ってきたところである。

韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議の歩み 2012~2013

- 2012年5月1日 「年報」1号発行
- 5月13日 第2回総会・公開勉強会(講師=姜健栄・孫孝珍さん、韓国YMCA)
- 5月23日 連絡会議
- 6月23日 連絡会議
- 7月24日 利川石塔還収委員会来日、交流
- 7月28日 連絡会議
- 9月15日 連絡会議
- 10月6日 『コロニアリズムと文化財』出版記念講演会(韓国YMCA)
- 11月30日 利川石塔還収委員会来日、交流
- 2013年1月14日 慧門師と交流(高麗博物館)
- 3月15日 利川委員会来日、交流
- 4月7日 慧門師囲む交流会
- 4月20日 連絡会議(MBC大邱取材)
- 4月25日 「対馬・仏像盗難問題に関する見解」発表
- 5月12・13日 利川・ソウル訪問(世話人4人)
- 6月22日 第3回総会・報告会
- 7月1日 「年報」2号発行

「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報」2号目次

2012-13年の動きと今後の課題	編集部	1
「対馬仏像盗難問題に関する私たちの見解」・関連報道		2・3
東京国立博物館所蔵・朝鮮半島由来の文化財	李素玲	4-12
『日帝期文化財被害資料』を訳して	李洋秀	13-14
アメリカの文化財返還・最近の動向から	森本和男	15-17
本の紹介		18
韓国訪問報告	森本和男	19-20
連絡会議の歩み		20